

## 5章. 結果分析

事前調査（トライアルサウンディングの事前準備）や社会実験の実施成果を踏まえ、実験期間にわたる利用実態、営業状況、社会実験前後のほこみちに対する利用者、事業者の意向の変化などについて、結果の分析と考察を行った。

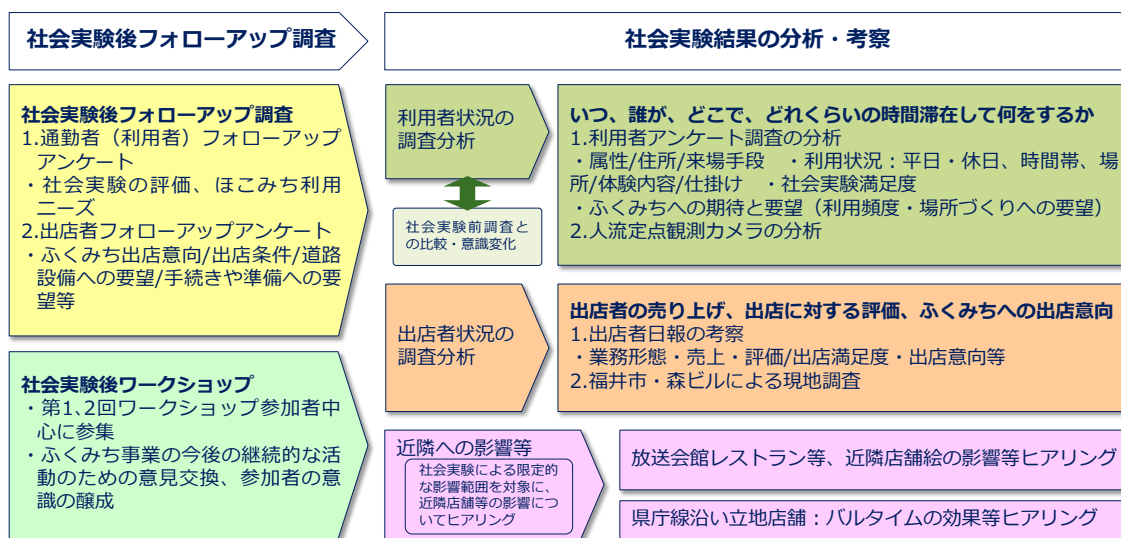


図 5-1 結果分析整理表

### 5-1. 社会実験後フォローアップ調査

利用者、事業者の社会実験前との意向や意識の変化を把握するため、社会実験後にフォローアップ調査を行った。社会実験を実施した前後の、利用者および事業者の意識変化、周辺への影響を調査するため、アンケート調査およびヒアリングを実施した。

#### アンケート設問概要

	回答対象者	設問内容
通勤者ニーズに関するアンケート	福井駅前オフィスエリアの民間企業および行政職員	1. フェイスシート 2. ふくみち社会実験の質問 3. キッチンカーについての質問 4. ランチニーズの質問 5. ふくみち社会実験へのコメント
事業者ニーズに関するアンケート	福井市内外の事業者・ほこみち事業出店可能性の事業者	1. フェイスシート 2. ふくみち社会実験の質問 3. 福井駅周辺出店意欲の質問

## 1) 通勤者アンケート結果

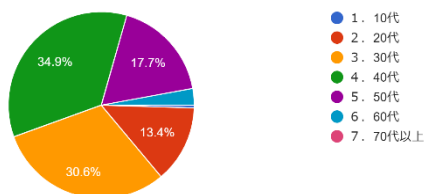
ふくみち社会実験後 通勤者ニーズに関するフォローアップアンケート

### ・アンケート結果概要

実施期間	令和3年10月18日～10月29日
アンケート回答者	福井駅周辺の立地企業・官公庁
回答方式	WEBでの記載
回答数	209件

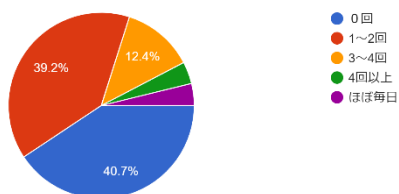
- ・回答割合は男性が約5割、女性が約4割。

1-2. あなたの年代をお答えください。  
209件の回答



- ・回答世代は30・40代が3割超、20・50代が1割超。
- ・回答者は会社員が約7割、公務員が約3割。
- ・居住地は福井市内・福井駅周辺以外が4割超、福井市外が約4割。
- ・勤務場所は放送会館・県民福井ビル周辺が6割超。
- ・社会実験会場の利用は、0回が約4割、1～2回が約4割、3～4回が1割超、4回以上と毎日が同数となった。

2-1. ふくみち社会実験会場をどのくらいの頻度で利用されましたか？  
209件の回答



- ・社会実験会場の良いと思った場所は、「放送会館前のイートイン席」「放送会館横の休憩場所」が90件以上、次点は県庁線のベンチが60件以上の回答となった。
- ・具体的なコメントは130件以上寄せられ、朝カフェの高評価や、居心地の良い空間で気軽に立ち寄れる空間の新鮮さ、オフィスエリアでの立地利便性が

良いとの声が上げられた。

- 会場を利用できなかった理由に、時間がなかったという声が多く見られた。
- キッチンカーの満足度は「どちらでもない」が最多で、次に「満足している」「とても満足している」が多い回答となった。
- ランチ時の賑わいやランチの選択肢が増えたこと、朝カフェでコーヒーの良い香りがして気分が良くなったというコメントも寄せられた。
- 待ち時間やメニュー構成、価格についてのコメントもあり、改善と継続を期待するコメントが多かった。
- 社会実験後、勤務場所周辺にあってほしい機能は、「手ごろな価格で飲食できる」ことが 130 件以上の最多、次点が「会社のすぐそばで購入できる」だった。
- 社会実験の満足度は、「どちらでもない」が 5 割超、とても満足している・満足しているが 3 割超となった。
- 社会実験へのコメントは 100 件を超え、企画への感謝と継続を期待する声が多数寄せられた。またキッチンカーのオペレーションの改善や道づかいが定着するための課題について触れるものもあった。

## 2) 事業者アンケート結果

ふくみち社会実験後 出店者ニーズに関するフォローアップアンケート

### ・アンケート結果概要

実施期間	令和3年11月1日～11月5日
アンケート回答者	社会実験出店者
回答方式	WEBでの記載
回答数	10店舗11件

- 回答割合はキッチンカーが約5割、飲食物販が約3割。
- 売り上げは店舗より良く、利用機会を増やせた。
- 満足度は、「とても満足」が5割超、「満足」が4割超で10割が満足。
- 満足度の理由に、店舗以外でのお店・商品のPRができ、県内外からの社会実験評判も良かった、お客様との繋がりができたことを喜ぶ声が寄せられた。
- 今後の出店意欲は、「とても出店したい」が6割超、「出店したい」が3割超で、「出店しない」はなかった。

- ・出店してみたいと思う形態は、週数日の出店が最多。次点は常時出店とイベント時のみ出店が同数。
- ・出店形態の理由に、毎日だと飽きられる、実店舗と並行できる運営、現状のユーザーが一定数いること、さらに新幹線開通などの人の流れの変化があげられた。
- ・今回の出店場所で、出店料を払っても出店したいと思うかの設問には、「出店したい」が5割、「どちらでもない」が3割、「とても出店したい」「出店しないが」同数1割となった。
- ・ユーザーからの要望について、対応可能かという設問には、「対応できる」が5割超、「どちらでもない」が4割越となった。
- ・自由記載には、今回出店参加した大学生のグループから、道路を滞留空間とした使い方についての今後の可能性を含めた内容のコメントが寄せられた。

## 5-2. 社会実験後ワークショップ

第1回、第2回のワークショップ参加者を主体として、社会実験の総括と結果の検証、フォローアップ、ほこみち事業実装化に向けた方向性や課題を明らかにした上で、ふくみちの実現に向けて今後の継続的な活動についての意見交換と関係者のモチベーション維持のため、社会実験終了後にもワークショップを以下のとおり開催した。

また、ワークショップ終了後には、第2回に引き続き、個別相談会を設け、協力企業の今後の参画意向、参画のあり方について意見交換を行った。

### 第3回ワークショップ開催概要

日 時	令和3年11月22日（月）14:00～15:30
会 場	ハピリンホール
内 容	<p>① ふくみちの結果共有（森ビル都市企画）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ふくみち社会実験 結果報告</li> <li>・持続可能なふくみちプロジェクトに向けて</li> </ul> <p>② ラウンドテーブル・ディスカッション （総合ファシリテーター 福井県立大学 准教授 高野翔氏）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設定テーマ まちなか商業活動、まちづくり・学びの場、子ども家族の遊び空間</li> <li>・各ラウンドテーブル</li> </ul>



	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発表共有</li> <li>※ワークショップ終了後、個別相談会を実施</li> </ul>
参加者	<p>12名</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>※沿道ビルテナント社員、再開発関係者、出店事業者 等</li> <li>・出席者を3グループに分け、各テーブルにサブファシリテーターを配置。</li> </ul>

### 第3回ワークショップの結果

#### (1) ワークショップの目的

今後のふくみち社会実験の担い手などとしてワークショップ参加者を含めた市民がまちづくり活動を主体的に進めていく機運の醸成やきっかけづくりを目的にし、今般のワークショップを実施した。

具体的には、3つのテーマに分かれ、ふくみち社会実験の結果やインパクトを振り返っての感想共有(よかったこととわるかったことの両面)、テーマに関して福井のまちなかへの期待や改善点の意見出し、テーマに関して今後福井のまちなかで行ってみたいことなどの共有をラウンドテーブル・ディスカッション形式で実施した。

なお、ラウンドテーブル・ディスカッション形式は、円卓を参加者とともに囲み、テーブル毎のテーマについて自由に意見を交換・議論する場であり、議論した結果が特定の結論に至ることを目的とせず、各人が感じている率直な意見やアイデアを出し合うことを目的とするワークショップの1つの手法である。

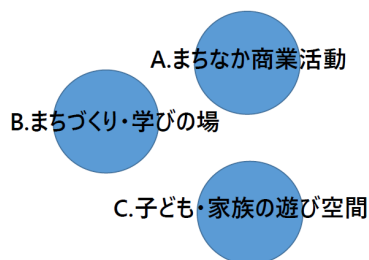
#### (2) ラウンドテーブル・ディスカッション



##### ラウンドテーブル・ディスカッションの目的

- ◎ ふくみちの結果を振り返っての感想共有(よかったこと、わるかったこと)
- ◎ テーマに関する福井のまちなかへの期待や改善点の意見出し
- ◎ テーマに関する福井のまちなかで行ってみたいことなどの共有

スクリーン



- ・各ラウンドテーブル 40min
- ・発表共有 20min
- (参加者1名、ファシリテーター1名、1人最大3分でシェア)

(3) ラウンドテーブル・ディスカッションで出た主な意見内容

【グループ A：まちなか商業活動】

- ・ランチ時間のニーズが高く、キッチンカーの出店にインパクトがありよかった。
- ・Instagram の活用によって活動が市民に伝わりやすい工夫がなされていたのがよかった。
- ・社内でふくみちについて広報されるケースがあったこともよかった。
- ・天候が良くない時に向けてどのような対応や物理的整備が必要かは課題として残った。

【グループ B：まちづくり・学びの場】

- ・アコーディオン等の音楽が歩道空間に流れていたのはよかった。
- ・一方で、常時音楽が流れる環境を構築できていなかった点は今後の課題であり伸びしろ。
- ・学生もふくみち社会実験に参加できていた点は学びの機会となりよかった。
- ・今後より学生が参加しやすい環境を設けていくが望ましい。

【グループ C：家族の遊び空間】

- ・子ども達が遊べる空間があったことはよかった。
- ・居場所となる心地のよい空間があったことはよかった。
- ・ベビーカー使用等の視点に立ったときに、不自由な点がなかったかどうかは吟味が必要。
- ・空間をともにするものが最低限守るべきルール of 明示も時には必要になってくる可能性有り。

(4) ワークショップの総括

ラウンドテーブル・ディスカッションを通じ、ふくみち社会実験の結果やインパクトを改めて理解し、テーマ毎の福井のまちなか空間の課題や伸びしろについて、積極的に議論がなされ、上記目的は概ね達成できた。

一方で、ワークショップ参加者を含めた市民が主体的にふくみち社会実験を含め、様々なまちなかでのまちづくり活動を担っていくためには、単発のワークショップでの機運醸成には限界があるとも感じた。

まちなか空間を中心としたまちをより楽しみ活用することのできる人口・プレイヤーを増やしていくためにも、まちの担い手を生み出していく市民大学のようなまちづくりに関する常設の学び場が必要な段階にあるものと考え

(5) 今後のふくみち社会実験に向けて

2021年度の今般のふくみち社会実験は、デザインコード、空間デザイン、コンテンツの相互連携により、市民が公共空間活用の楽しさや可能性を実感できる大事な一歩目になったものとする。今後のふくみち社会実験においてもソフトに関するこれらの面は継承するとともに、Wi-Fi、電気、ベンチ、サインなどの公共空間における基礎インフラの充実が市民視点に立ち更に進めていく必要がある。

また、具体的なコンテンツとして、今般のワークショップにおいて、3つのテーマが融合するものとして、子ども達や学生がまちなか空間で小さなお店を出店するなどの商い経験ができる空間があるといいのではないかという意見が出され、非常にインパクトあるアイデアであると感じた。県内企業・経済団体や教育・まちづくり関係者とも大いに連携できるアイデアであり、まちなか空間に若さ溢れる賑わいを生み出してくれる可能性を秘めた重要なコンテンツアイデアであると感じたため、次回以降のふくみち社会実験での企画実現に向けて特筆し記載しておきたい。

### 5-3. 社会実験結果の考察

#### ③ 利用者の利用状況、意向の変化

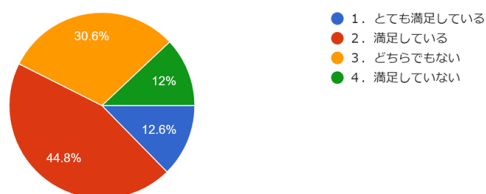
アンケート集計の縦断調査では、社会実験を経て、社会実験前と後では、同じターゲットに配布したにもかかわらず、回答者属性に大きな変化が生じた。

社会実験実施前回答者は男性が多く、公務員と会社員の比率は公務員が若干上回っていたが、社会実験後のアンケートでは、女性の回答が10%増え、会社員の回答割合が約7割に増加した。年代も社会実験前後では、50代回答が減少し、20・30・40代回答が増加した。

ランチの満足度にも変化があった。「満足していない」の回答は社会実験前後ではほぼ同数であるが、社会実験前は「とても満足」・「満足」が約6割、「どちらでもない」が約3割だったのに対し、社会実験後フォローアップアンケートでは、「とても満足」・「満足」が約3割、「どちらでもない」が5割超となった。

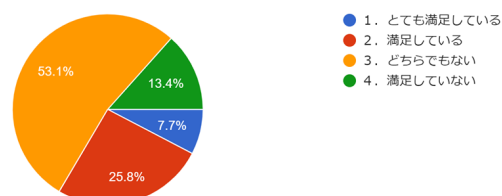
#### 【社会実験前アンケート結果】

3-5. あなたは現状のランチ形態に満足していますか。  
467件の回答



#### 【社会実験後アンケート結果】

3-4. 社会実験終了後の通常のランチ形態に満足していますか？  
209件の回答



実際にランチ購入のため屋外に出かけ、キッチンカーで出来立ての美味しい料理を食べるという経験をし、これまでになかったランチの選択肢が顕在化したことが、通常のランチ形態に対して「とても満足・満足」から「どちらでもない」の回答に変化させた要因と考えられる。

#### ④ オフィスエリアのランチ事情の変化（ランチニーズの顕在化）

社会実験会場利用者数は想定より多かったにも関わらず、社会実験会場を利用しなかった人はアンケート回答者の約4割となった。理由には、時間がなく利用できなかったという回答が多かった。オフィスエリアで勤務していても平日は利用する時間がないので、休日に夫婦で来場されたという方もいた。

12時半以降、ランチ行列が少なくなった要因に、休憩時間を守るエリアの特性がある。福井駅周辺オフィスエリアの勤務状況について現地インタビューや社会実験後ヒアリングをすると、フレックスタイムや休憩時間の調整ができるワーカーは少なかった。13時始業ルールを守るワーカーが12時半以降の行列に並ぶと、テイクアウトでもゆっくり食べる時間がなくなり、休憩時間を削ることになってしまうため、行列のピーク時間が12時からの30分だけとなった。

出店者側は当初、ワーカーの休憩時間の事情を把握していなかった。13時ではなく12時半になると急に客足が引いていくこと、想定以上の利用者数をカバーするため、急遽予約システムを導入したが、予約はうまく機能しなかったという出店者からのコメントもあった。

連日完売の店も多数あり、スムーズに商品を購入するため利用者側が工夫をする行動も見られた。11時過ぎのオープンに合わせての来店、行列を回避するためグループでまとめ買いや、少し離れた場所に車を止めて購入し、すぐに出発する利用者も現れた。社会実験2週目になると11時半には行列ができるようになった。12時前に来た方へのインタビューでは1週目の経験から待ち時間を考慮し、行列の少ない時間帯を選んできたという回答が得られた。

通行と滞留の空間の使い方については、利用者がすぐに解決方法を見出した。初日はキッチンカー前の行列が通行部分を塞いでいたが、数日すると、通行の場所を避けて行列をつくる、分散して並ぶ形態が自然と出来上がった。出店者が通行帯から離れた場所に提供した待合のイスが、通行をスムーズにする呼び水にもなった。

利用者側の工夫や利便性向上のための動きは、キッチンカーと通行部分においたチェーンポールやテーブルチェアにも表れた。初めての試みだったため、安全配慮のためキッチンカーと通行帯の間にチェーンポールを配置したが、かえって安全性が阻まれ、チェーンポールによって通りにくく、人が躓く、引っ掛かりやすくなるといった事象がみられた。利用者の手によって、チェーンポールが歩道端に移動される行動が数回確認された。地下道建物に接するテーブルチェアは、当初地下道側を向いて座り、通行側を背にするように設置したが、いつのまにか、利用者によって地下道を背に座る向きに変わっていた。

テーブルチェアと通行の向きや角度については、アンケートやインタビューから「通行者の視線が気になる」「賑わう様子を見るのは良いが、食べているところを見られることに抵抗を感じる」との回答がいくつか寄せられた。社会実験会場では空間のニーズ

として最も適していたのは、放送会館東側のイートイン席だった。通行者との適度な距離感があり、中央大通りから少しだけ離れたその空間は、平日はオフィスワーカーが PC を持ち寄ってリモート会議を行い、ランチ時には席取りをするなど多目的な利用と人気を得た。休日でも昼時は満席となっていた。

⑤ 福井駅周辺、福井城址周辺の新たな歩行者滞留空間と回遊動線の顕在化

休日の調査では、これまで「中央大通り・県庁線を人は歩かない、滞留しない」というのが定説であったが、社会実験期間は、数分歩いた場所にある中央公園から子連れの家族、夫婦、ペット連れのカフェ・ランチスペースとして、通り一体で 80 人ほどの賑わいを見せた。社会実験結果およびアンケートからも、「歩くことが苦になる距離」ではなく、特に県庁線付近は 10 時頃から日影となり、夏季は周辺より数度低く避暑として好立地であることが判明した。また周辺にはコンビニが 1 件しかなく、日頃からこの場所にカフェスペースがあれば良いというコメントも多く寄せられた。



図 5-3-1 社会実験で顕在化した福井駅周辺の回遊性創出

⑥ アクティビティや市民文化創出につながる新たな利用形態の顕在化

今回の社会実験では、ランチやバルという日常的なニーズだけでなく、様々な利用形態、ニーズを確認することができた。

金曜夜にはおしゃれな花屋がオープンし、普段は店舗でなかなか立ち寄れなかったという方や、仕事帰りの時間には閉店していて寄れないというリピーターも立ち寄り、実店舗より来場者と売り上げが上がった。

アクティビティでは、子どもの遊具を県庁線に設置し、中央大通りの民間敷地に図書スペースを設置した。

子ども遊具は少し難易度が高く、大人でも楽しめる内容で、訪れた人々の興味関心を引き、順番待ちもプレイヤーの様子を見て楽しむという空間になった。子どもが夢中になって遊んでいる間、束の間保護者の休憩時間にもなり、遊具に隣接設置したハンモックとグリーン越しに子どもを見守る姿もあった。

ハンモックは当初の想定より人気があり、誰かが使用していると、使用してみようと次々利用者が現れた。一方で誰も利用しないときは、視線は落としていくけれど、使用にいたらない場合が多かった。

図書スペースは、古本を再利用したもので新書ではなかったが、誰もが抵抗なく本を手に取り腰掛けて思い思いの時間を過ごした。広い軒先の空間で雨風、直射日光が当たらないため、昼寝をする人まで現れるほど居心地の良い空間になった。本の種類は絵本から小説・漫画・デザイン画集等、百科事典とバリエーションも豊富で、どの世代も気兼ねなく空間に馴染むことができた。

また図書スペースは、ランチやカフェの利用にも使われた。少し道路から奥まった場所が、落ち着いて飲食ができると好評だった。

#### ⑦ 出店事業者の営業状況、意向

社会実験期間中は想定以上の来場者と購入者が殺到し、初動期はオペレーションが回らない店が続出した。

とある店舗は初日、お弁当用のご飯が開店後あっという間になくなり、翌日から準備する量を増やし、4日後には初日の4倍以上、お店で出来る限りのご飯を用意したが、それでも完売が続いた。

多くの出店者は、駅前以外の立地に店舗を持っている。キッチンカーやテイクアウト販売がオフィスエリアのニーズとしてあると想定していたが、道路というハードルが高く、出店の実現に至らなかった。また想定以上のニーズが朝昼ともあり、待ち時間の長い行列を作ってしまったことに対してのオペレーション能力の不足と、それでも出来立てにこだわる職人のプライドも強く主張されていた。

コロナ禍のため飲食店舗運営は厳しく、スタッフの削減もしている。今回の売り上げは店舗よりはるかに高く、商品のPR・新しい顧客開拓もでき、継続していきたいという声も多く上がった。

福井のキッチンカーの特色としては、大きさや形態、機能も様々で、すべて一台で完結した機能をすべての車両が持ち合わせているわけではなく、会場を選ばなくてはならない車両が多いことがわかった。

人気の高い店舗はブランディングもすでに確立されており、味・見た目ともに満足となる内容だった。いずれの店舗も課題はオペレーションで、オフィスエリアのランチタイムに合わせたメニュー開発、予約システム・支払い方法、そして広報活動の機能向上が必要と考えられる。

出店店舗は 1 店舗だけより、複数あったほうがどの時間でも売り上げが伸びた。今回出店者同士のネットワークも繋がりを見せ、平日夕方には出店者同士でのミーティングをする姿も見られた。

#### ⑧ 社会実験会場周辺への影響

社会実験会場周辺の路面店では、事前説明に伺った際、実験を歓迎する声と心配する声が上げられた。集客と店の広報ができる反面、購入者以外の人への出入りについて衛生面で問題を指摘された。

結果は、キッチンカー目当てで屋外に出てきたものの、行列で待ち時間が長いと判断した来場者が、周辺店舗に入り満員となった。想定以上の来客によって、通常店舗でもオペレーションが回らない事態となり、初動期は大変な混乱となった。のちにヒアリングすると、コロナのため、通常よりホール人数を減らしていたことも混乱の要因として上げられた。

電車通り側から地下道を抜けて、キッチンカーに訪れる利用者也現れた。

休日にはハピリンホールでの演奏や、中央公園での古着イベントの帰りに寄る人々が、ランチやカフェタイムを楽しんでいた。

期間中には、社会実験エリアに支店がある住友生命保険相互会社が、放送会館軒下で健康チェックのワークショップを設置し、ランチにやってきた方々へ声掛けをしたところ、短時間で目標数に達していた。通常時、日中往来が少ない通りでは不可能だった企画が、社会実験による集客効果で実現できることがわかった。

このような企画は、集客があることではじめて成立する。みちに人々が来訪し滞留することが日常の風景になれば、新たなアイデア、清掃活動や地域貢献といった複数のワークショップを組み合わせた企画等の実施可能性も広がると考えられる。

#### ⑨ 市民が求める歩道環境

歩道空間の環境整備のあり方についてアンケートやインタビューを実施した。

アンケートでは「木陰」を求める回答が最も多かった。期間中は連日 30 度を超える気温となり、日中中央大通りを通る機会が少なかった来訪者、そして近隣のワーカーも、キッチンカーの商品受け取りの待ち時間によって、街路樹はあっても木陰がないことに気づいた。利用者目線での雨避け以外の庇の使い方、また滞留をする上で景観の重要性を体感することもできた。

現地インタビューでも「木陰・日避けがほしい」との回答が多く寄せられた。その結果、グリーンインテリアを配置した放送会館前と東側イートインスペースが人気スペースとなった。

「5. 放送会館前のイートイン席」は県民福井ビル前より地下道建物に接して日差しを遮ることができたこと、また放送会館前に設置した図書コーナーの一角がイートイン



席としても認知され多く利用された。

「6. 放送会館横の休憩場所」は正午前から日影となり、またオーニングやグリーンを空間デザインに取り入れたことで、おしゃれで快適な空間として、ランチ時間以外にも多く利用された。

〈設問 5-1 現在、福井駅周辺の通りについて再整備が検討されています。どのような機能が道路空間にあれば利用したいと思いますか。(複数回答可) より〉

253 件の回答

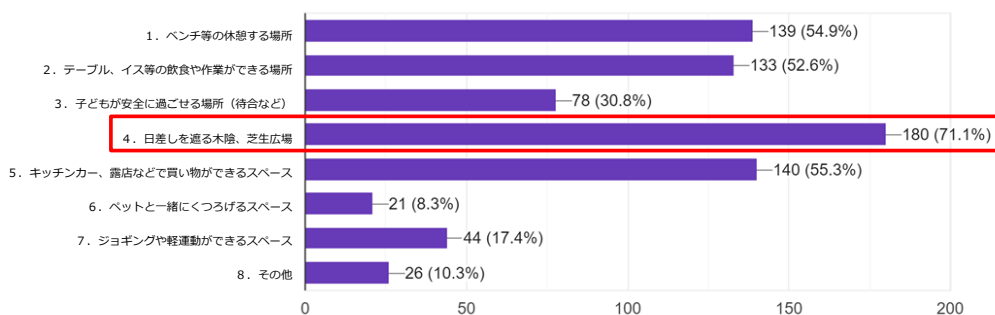


図 5-3-2 社会実験前 利用者ニーズアンケート

〈設問 5-1 現在、福井駅周辺の通りについて再整備が検討されています。どのような機能が道路空間にあれば利用したいと思いますか。(複数回答可) より〉

465 件の回答

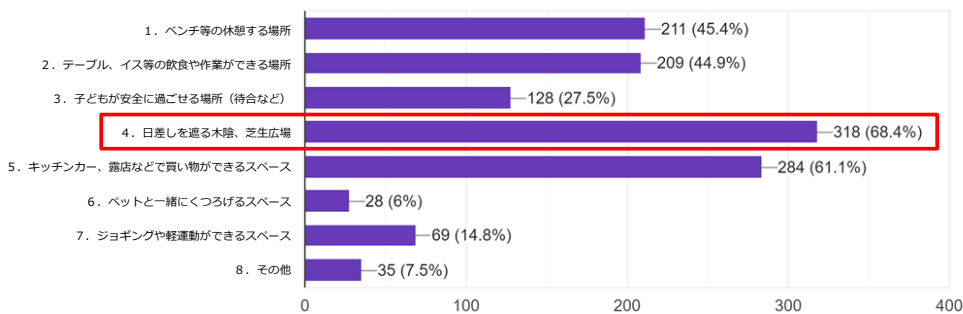


図 5-3-3 社会実験前 通勤者ニーズアンケート

〈設問 2-2 ふくみち社会実験会場で良いと思った場所はどこですか? (複数回答可) より〉

209 件の回答

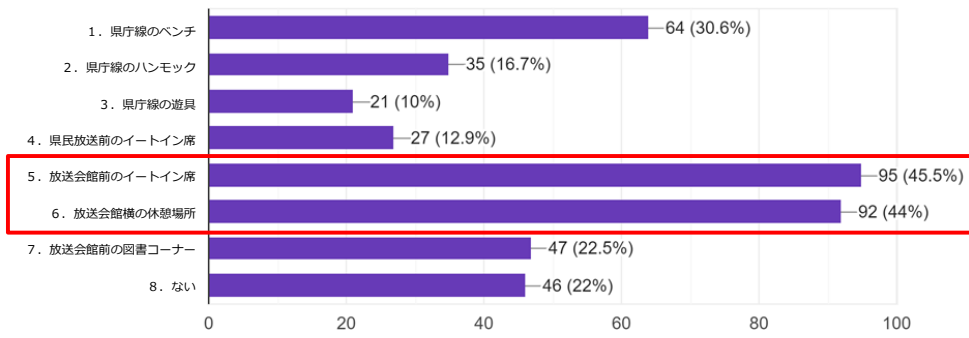


図 5-3-4 社会実験前 通勤者フォローアップアンケート

⑩ 考察のまとめ

以下、考察のまとめとして、まずは、社会実験の場所別、時間帯別（利用フェーズ別）に利用状況および課題を整理する。

名称	朝カフェ	昼ランチ	夕方バル
①中央大通り 北側	<p>【平日】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>通勤通学は大手町通りで大半の数が右折してしまうため、人通りは少なく朝のニーズはあまりなかった。</li> </ul> <p>【休日】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>利用促進は困難。</li> </ul>	<p>【平日】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>周辺オフィスワーカーのランチニーズが顕在化。</li> <li>キッチンカーでランチ購入ができなかったオフィスワーカーが地下飲食店に入り満席になるほどの相乗効果をもたらした。</li> <li>時間帯は11時半から12時半までの1時間。⇒12時半から待つ余裕がない。</li> </ul> <p>【休日】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>公園や駅前イベントと合わせて、イベント利用として使われたが、利用数は伸びなかった。</li> </ul>	<p>【平日】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>金曜夜のニーズはあったが、週前半のイートインはほぼなかった。</li> <li>平日夕方は、家族へのお土産利用が多く、出来立ての小さなイベント感や家事負担軽減が目的として上がった。</li> </ul> <p>【休日】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イベント目的でなければ利用促進は困難。</li> </ul>
②県庁線 お堀側	<p>【平日】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>通勤通学の必然的なルートであり、多くの利用者から朝カフェ、おむすびのテイクアウト販売が受け入れられた。</li> <li>1週目2店舗より、2週目1店舗の方が売り上げが下がった。</li> <li>⇒複数店舗の方がユーザーは購入意欲をもつ。</li> <li>コーヒーショップは近くのコンビニエンスストアとの差別化として、ドリップバックとお菓子のセットを準備していたが、圧倒的に売上を出したのはスタッフによるドリップコーヒーだった。</li> <li>⇒ユーザーはコーヒーショップの淹れ立てコーヒーに、ステータス・魅力を感じて購入。今後はユーザーからのニーズを反映して、スピーディな提供とカフェオレなどのメニューも展開可能。</li> </ul> <p>【休日】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>暖かい季節、キッチンカーの出店が常態化すれば、公園利用者やペットの散歩コースとして利用者が増加されることも見込まれる。</li> </ul>	<p>【平日】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>周辺オフィスワーカーのランチニーズが顕在化した。近くのコンビニエンスストアで購入し、屋外ランチを楽しむ人も現れた。</li> <li>1店舗だけだったことが、顧客を呼べなかった要因の一つと推測。</li> <li>ランチタイム後のスイーツ販売は好評で、女性だけでなく男性の利用も多かった。</li> </ul> <p>【休日】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>暖かい季節、キッチンカーの出店が常態化すれば、公園利用者やペットの散歩コースとして利用者が増加されることも見込まれる。</li> </ul>	<p>【平日】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>通勤通学のルートだが、利用はほぼなし。</li> <li>利用方法をユーザーに学んでもらうアクティビティの提供が必要。</li> </ul> <p>【休日】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>路面店も閉まっており、利用促進は現状困難。</li> </ul>
③県庁線 駅側	<p>【平日】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>通勤通学の必然的なルートだが、居酒屋エリア=夜のイメージが強いため、足早に過ぎてしまう。</li> <li>朝使われていない店舗前や店舗一部を朝カフェのテイクアウト店舗として利用できれば、天候や電源・給排水に制限されることなく安定した運営が可能。</li> </ul> <p>【休日】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>通勤通学者がなく、路面店も閉まっており、利用促進は現状困難。</li> </ul>	<p>【平日】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1店舗曜日限定のランチをしているが、他は夕方のみ営業。</li> <li>コンビニエンスストアへランチ購入をする人もあるため、ランチニーズエリアではある。</li> </ul> <p>【休日】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>路面店も閉まっており、利用促進は現状困難。</li> </ul>	<p>【平日】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>日曜の利用はなかった。</li> <li>路面店舗利用のシステムがわかりにくかったことが利用されなかった原因の一つ、利用促進の工夫が必要。</li> </ul> <p>【休日】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>路面店も閉まっており、利用促進は現状困難。</li> </ul>

図 5-3-2 場所・時間帯に応じた利用形態の状況・課題のまとめ

また、ほこみちを実装する上でのキッチンカー等の配置や利用、空間構成やデザイン、設備など、道路空間構成の指針につながる課題と解決方針は以下のとおりである。

項目	実験結果の概要と課題	解決方針案	留意点
キッチンカーベース	①放送会館周辺企業等のワーカーによる平日ランチニーズが大きい。 →14日間で約270万円売上（全体84回答） ②12時～12時半に来客が集中する。 ③県民福井側駐車場の出入りが困難。 ④キッチンカーのみではオペレーションに限界。エリアによっては保健所許可を取った弁当販売エリアも必要	・キッチンカーベースの設置 ・歩道の拡幅 ・歩道と車道のバリアフリー化 ・電源、給排水の設置 ・路上での飲食物販可能エリアの規制緩和	①メニューのバリエーションを確保するために、複数（4、5台）が同時に来店できる空間を確保。 ②行列待ちのお客さんのための滞留空間が必要。 ③キッチンカーを停車させても駐車場出入りができるように、駐車切替ができる空間を確保。 ※道路のバリアフリー化による、空間使いの自由度を高めることが必要。 ・平日・休日、季節（冬季）など、使い方の変更に対応できるフレキシブルな空間・システムが必要。
オープンカフェの空間デザイン	①放送会館東側のカフェ空間が人気。 ②オープンカフェでランチを楽しむのは女性が多い。のちには仕事をするビジネスマンも見られた。 ③過度な仕切りではなく、グリーンなど空間に調和したものを配置。 ④仕事でオープンカフェを使う場合に、PC画面を見られない等の配慮。 →個人防壁+③	・おしゃれなオープンカフェの設置などにむけた電源、給排水設置 ・屋外での快適な半プライベート空間づくり（社会実験での放送会館前の図書館のような）が可能となるように、民地と歩道との境界をあいまいにする ・夜間でも安全で快適な歩行滞留空間確保のための路上照明の強化	①木陰で食事の他、作業も可能な空間が身近にあること。 ②座ることが楽しくなる、来ることが目的となるような魅力的な空間づくりが必要。 ③④デザイン性と機能性の高く全体と調和した（オフィスエリアにふさわしい）設計を行う。
電源	①キッチンカーには電源が必要。実験中は仮設電源で対応、電力が少なく他の用途に使用できなかった。	・路上で十分な電源・電力を整備	①電気および管理費の負担についてシステムを整理。 ②配電コード等、機材が段差や引っ掛かりとならない、また景観を損ねないように整備。
天候・気候への対応	①放送会館前は、日差しが強く日除け（雨避け）となるものがない。 ②①より夏場の屋外飲食はミスト冷風など熱中症対策が必要。	・日差しや雨を遮る緑量が豊富で樹形の美しい樹木を整備 ・突如の雨天や日陰をつくるための屋根（着脱式や開閉式のオーニング等）	①高木の植栽による日陰は貴重な空間であり、日陰は涼しく、視覚的にも快適な印象を与える。 ※アンケート調査でも「緑豊かな木陰」が一番人気。 ②屋根は、利用の自由度を上げる工夫が必要。
管理体制の構築	①テーブルを清潔に保つことが重要。 ②ゴミ箱は設置しなかった。キッチンカーで回収。 ③常駐で管理者を置くことは、負担が大きい。	・管理組織の立ち上げ支援	①民有地、民間ビル（放送会館等）との連携体制の構築。
その他	①近隣の飲食店への影響。	・社会実験の継続	①キッチンカー、オープンカフェ等の設置による集客による波及効果の理解・共感。
交差点横断歩道改良	—	・県道改修と並行して、A街区や福井駅側に歩行者が渡りやすくなるような路面形状、横断歩道、信号現示等。	①再開発完成後は大手町線からA街区への人の流れがメインとなり、交差点にも歩きやすさと渡りやすさが必要。 ②福井駅交差点と大名交差点との中間地点に新たに横断歩道を導入。
自転車	①平日・土日ともに自転車通行者からのクレームの発生なし。車道部分に自転車専用道を設けるまでの通行量の確認ができなかった。 ※社会実験中は、自転車を降りて通行。	・車道での自転車専用道の設置の必要性はないと考えられる ・時間帯別の通行制限など必要に応じて検討（通勤通学時も自転車交通量は少ない。平日ランチ時は自転車降りて通行など）	

図 5-3-3 空間指針検討に向けた課題のまとめ

## 6章. ほこみち利活用計画案

### 6-1. ふくみちのコンセプト・利活用方針

ふくみち事業は、福井駅周辺道路を歩行者中心でにぎわいのある空間に変える事業であると同時に、市民の QOL を向上させ、市民や事業者の機会を創出し福井駅周辺のまちづくりの一環として進める事業である。

『「みち」から「まち」を変えていく』をキャッチフレーズに、以下のようなコンセプトの下に事業を進めていく。

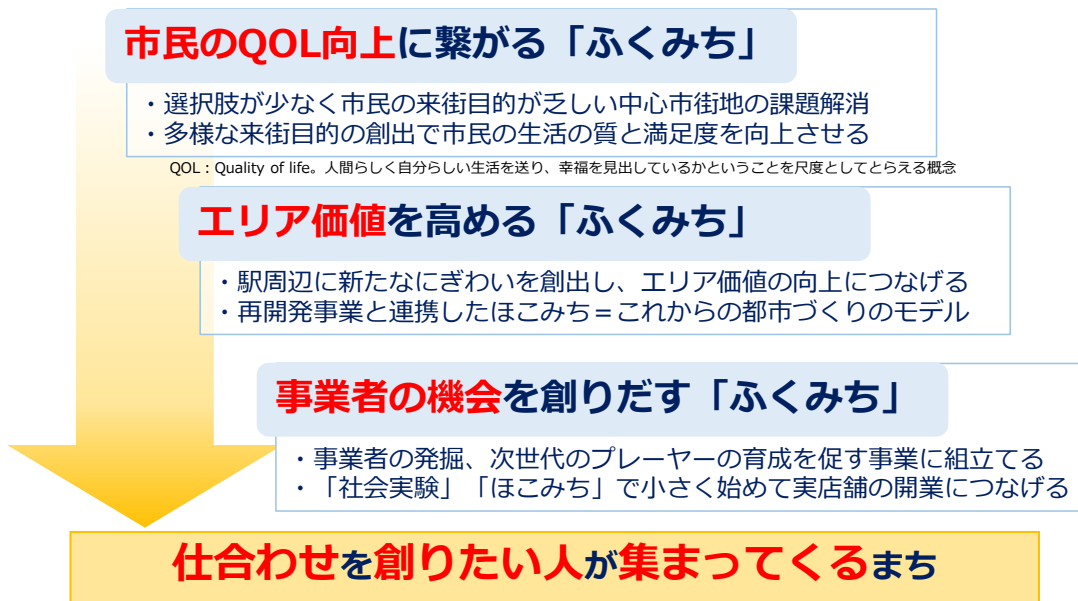


図 6-1-1 ふくみち事業コンセプト

車優先でなく人優先の道路として、行政と民間との協働により維持管理を行うことにより、回遊性と魅力のある歩行空間の実現、クリエイティブな活動をしたいと考える人々がより多く集まるまち、道になることが期待されている。

こうした観点を踏まえ、ふくみちの利活用方針は以下のとおりである。

#### ① 福井市のシンボルとして市民の QOL 向上と新たなコミュニティが生まれる利活用

ほこみち道路の中核をなす中央大通りは、福井駅から直結するシンボル道路である。また再開発事業の完成後は、県庁線～中央大通り～駅前電車通りにかけての人の流れが大きく変わることが予測される。

福井市の象徴となる新しい公共空間が誕生することを契機に、憩い・学び・出会い・健康増進・まちづくりなど駅前のコミュニティを育み市民の QOL 向上に繋がる利活用を促進する。

## ② 普段使いを重視し日常的な地域課題の解決に資する利活用

中央大通りは沿道企業従業員の通勤時の通行以外に人通りが少なく、また県庁線も朝夕の通勤通学時に多くの人通りがある以外に、人々の回遊、滞留空間としての利活用はされていなかった。

今回の社会実験で明らかになったように、平日はランチニーズの充足、休日は家族人の回遊や滞留など、これまで利活用がされていなかった道路に様々な集客の可能性があることが明らかになった。イベントのような一過性の利用ではなく、こうした地域課題の解決に資する日常使いを重視した利活用を図るものとする。

## ③ 官民連携による共創的な運用体制による利活用

令和 2 年の道路法改正によるほこみち制度創設の趣旨を踏まえ、官民が連携し担い手の協働による運用の下、利活用を図るものとする。

特にふくみち事業は、出店事業者や占用主体となる事業者だけでなく、中央大通り北側の沿道企業の従業者など、ふくみち事業の便益を受ける利用者側も日常清掃に加わるなど積極的にふくみち事業への参画を図り、事業者、利用者連携による利活用を推進する。

## ④ 路線ごとの特性を活かした利活用

3つの道路が同じ性質ではなく、占用の担い手も性格が異なる。これをメリットと捉え、路線ごとの利用者やロケーションの特性を活かし、また路線ごとの担い手の役割を考慮し利活用を促進するものとする。

ほこみち制度適用道路においては、一貫性のあるコンセプトや統一感あるデザインを確保しながらも、通りやエリアの特性に合わせ、多様な機能を導入し、様々なニーズに対応できるような道路空間整備と運用が必要となる。また道路整備や設備の設置に関しては最初から全てを整備するのではなく、利用されながら変化する市民・事業者ニーズに柔軟に対応することができる余白を残すことが重要である。

## 6-2. 事業者および協力企業へのサウンディング

利用者のニーズや出店事業者の意向を踏まえたほこみち利活用計画を検討するため、また利用者の協力可能な事項や、出店事業者の参画意向について明らかにするためサウンディングを行った。

### ① ほこみち沿道協力企業へのヒアリング

ワークショップ参加企業の中で、中央大通り北側のオフィスエリアに立地し、参画意欲も高い企業にヒアリングを行った。

#### 福井駅周辺マーケットの見立てについて

- ・社会実験は想像以上の賑わいだった。出店しているキッチンカーが複数あったので、毎日のように通い、お昼時間を楽しみにしていた。
- ・朝のおむすびとコーヒーは、いままで福井にはない光景で良かった。
- ・会社の前にキッチンカーがあると便利だった。遠くまで歩いて食べに行くという気分になれないことも多いし、歩いて行ったにもかかわらずお店に入れないということもある。会社前なら食べれるか食べれないかすぐに判断できるし、注文を待っている間、会社で待機もできるので効率的。
- ・デリバリーシステムは、潜在的ニーズがあると思う。天候が良くない時など、頼みたいと思っている人は多いはず、自分も利用したい。
- ・今後も継続して、名所となる流れを作してほしい。
- ・活性化として何とかしたいという話は周辺企業も福井市としている。
- ・土日の客の絶対量が少ない町だと思った。

#### ランチニーズの充実について

- ・最近、企業内の食堂＝社食がコロナで閉じてしまった、コロナが終息しても社内食堂は戻らないので困っている。
- ・いま会社周辺でランチを食べるところがない。
- ・駅周辺でコロナ禍でも残ったレストランは単価が高いので、キッチンカーの価格設定はありがたい。
- ・テイクアウトがメインなら冬でも放送会館実験成立するかも。
- ・レストランは定番メニュー中心。キッチンカーは選べるのが良い。
- ・キッチンカーは出店者の店のPRになっている。
- ・冬場は、派遣、配送事業もありがたい。
- ・各社のお弁当を置いておく施設があっても良いのではないかな。
- ・福井駅東、日ノ出町くらいなら、大通りまでランチは買いに行ける距離。
- ・システム構築、アプリ開発は、B/C考えてどんなやり方でも数十万・数百万かかる。Wi-Fiの問題にも関わってくる。
- ・福井市で使われているアプリ「いこっさ福井」周辺店舗の予約システムの拡大展開はできないか。利用率低い状況を変え、利用率上げるためにも、ふくみちのキッチンカーを載せてはどうか。

#### 協議体への支援・協力等について

- ・今回の社会実験のようなアンケートやヒアリングはいつでも協力する。
- ・清掃活動はすでにCSRでやっていることなので、それに合わせて通りの点検清掃

は可能。

- ・福井は支店のため、決済は本店総務の手続きが必要。様々な提案に協力はしていきたいが、会社としてすぐに了承することができない。しかし、個人単位であれば、ぜひ協力する。
- ・飲食以外のアクティビティについても、何かしらの協力・企画もできると思う。地元の活性化のための活動は以前から行ってきたので、今回どのような関わり方ができるか会社として検討する。

社会実験の評価は、概ね好評だった。協議体の設立に際しては、協力的で、地元の活性化が企業の活性化にも繋がることを良く理解し、エリアで協調して支援したいとする意向を確認できた。ただし、福井駅前の企業は、東京や大阪に本社を持つ大企業が多く、福利厚生などの制度を変更、機能追加をする場合は本社決済が必要となり、スピーディーな対応ができないという回答が多かった。

現状の CSR 活動をうまく利用し、ほこみち事業への支援・協力を繋げていきたいとする考えが数社から寄せられた。

## ② 出店事業者へのヒアリング

社会実験出店事業者5者にヒアリングを行った。

### ほこみちに対するニーズ

- ・今回の社会実験会場周辺は食べるところが少なく、コンビニしかない。
- ・ランチを選べる楽しみがあるのは良い。
- ・社会実験前、お菓子とドリップパックのセットが売れると思っていたが、実際は待ち時間が長くて淹れたてのコーヒーを買う人のほうが断然多く、想定していなかった。
- ・利用促進のため、予約システムの確立、アプリ利用はぜひ参加登録してみたい。

### 配置計画等への要望

- ・ハード面では、電源がキッチンカーの近くでたくさん取ればよい。キッチンカーの設備は調理機器なのでワット数大きい、そのほか冷蔵庫・照明・車内エアコンなど、1300+1200ワットとかなり必要。
- ・今回使用した電源は道路から取らせてもらった。エアコン用に発電機を搭載し、いつも2基使用している。電源がなくても出店可能な設備投資をしている。
- ・ガス調理機を使うかどうかで、電力の容量が変わる。ガスのほうが火力は強く、調理には適していると思う。



- ・キッチンカーの調理補助にアルバイトが入ることも考慮して、調理機はすべて電化にした。ガスの調整はプロでないと難しい、また取り扱いも楽な方がよい。地上から引ければ安定するが、配線や容量の確認、使用料が必要なら発電機を使った方がよい場合もある。

**運営清掃等協力について**

- ・前日関わるのではなくシフトを組むのならコミュニティ参加はOK。
- ・清掃実施日が、単に清掃の場でなく情報交換とか新規事業に繋がればよい。
- ・少しでも出店できるエリアが広がればありがたい。

- ・地元の人や、オフィスワーカーの日々の点検と、出店前後の清掃、月1回のCSR活動で、道路清掃は十分できると思う。

6-3. 道路機能・整備要素の整理

ほこみちの対象となる中央大通りは改修を行うこととなっており、現在設計段階である。ほこみちに活用する道路の整備は、運営者が運営しやすい環境でなければ機能しない。実際に使用するオペレーターの意向を反映し、日常使いがしやすい整備を実現するため、実施設計の際には運営側の者と道路管理者・設計者との協議が必要である。今回は社会実験の出店者および現場運営者にヒアリングを行い、中央大通りの整備北側に関してより利用者や運営者の目線に合った詳細な機能配置を検討した。

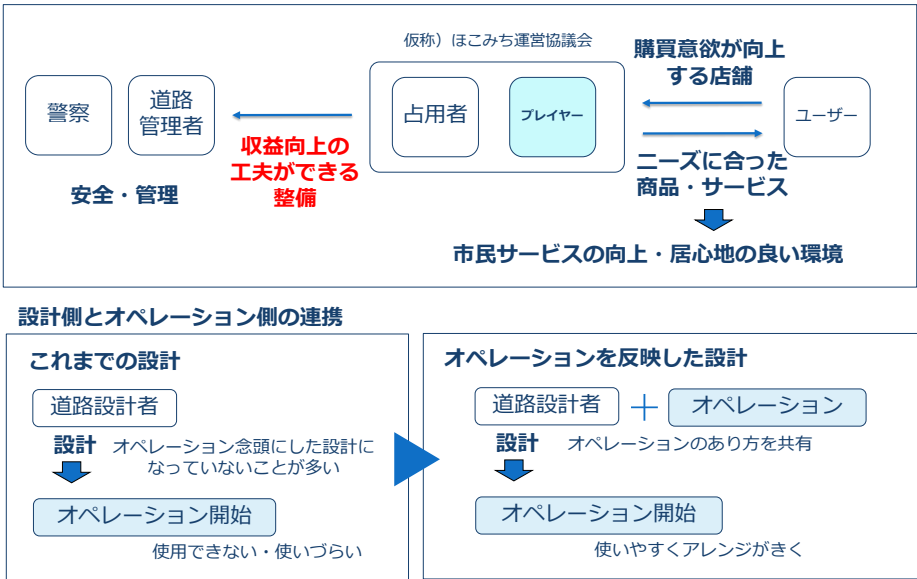


図 6-3-1 運営側から求められるほこみち道路の整備のあり方

なお、中央大通りについては道路の設計段階であり福井県、福井市と調整中であるため、これら本報告書記載の内容については検討段階であることに留意いただきたい。

ほこみち道路の道路空間構成および設備等の整備にあたり、検討すべき事項を要素別に以下のとおり整理した。

#### ① バリアフリー・セミフラット化

空間の連続性と歩きやすさを担保するため、歩道から車道までセミフラット化を検討する。

歩行者利便増進道の条件として車道と歩道の差が 2 cm とあるが、図のように緩傾斜にすることで、車いすや視覚障害、杖利用者、高齢者や子ども、ベビーカーなど、誰もが通行しやすく安全に車の乗り降りや横断を可能にする。また将来、歩道の拡幅やイベント時歩行者天国実施時を想定し、人が躓かないバリアフリー空間が必要である。

将来の歩道の拡幅や、歩行者天国・パレードなどのイベント開催にも柔軟な対応が可能となるような構造とする。



図 6-3-2 バリアフリー・セミフラット化のイメージ  
〈株式会社イトーヨーギョー資料より〉

#### ② 舗装素材

歩行者主体の空間としての機能向上のためには、舗装素材の高質化が有効である。

ほこみちは人優先の道路であり、人が快適に歩き滞留する空間を作り出すため、全体の低速化を図る仕掛けが必要で、視界の広い面積をとる道路舗装が重要になる。

例えば、アースカラー調で統一感のある一体的な配色にし、車両の低速化、交通事故の減少を図ることが効果的である。また質感も重要で、歩道空間においてはタイル・石畳、レンガ、そして木、目的に合わせた空間演出が効果的である。

ほこみち道路では、キッチンカーやコンテナショップなど重量のあるものも設置の可能性があり、それらの設置場所については耐荷重の課題もクリアできる素材の仕様、道路構築の検討が必要である。

歩行者主体の空間としての機能を向上させるためには、舗装材で歩道と車道を分けながらも、歩道に準じた素材を車道舗装に使うことも有効であるが、中央大通りは緊急輸送路として機能の維持も必要であり、歩車共存道路にはなり得ず、道路構造令に沿った車道舗装となる予定。



図 6-3-3 舗装素材高質化のイメージ

③ ストリートファニチャー

ベンチ等のストリートファニチャーをすべて固定してしまうと、占有者によるオペレーション、利便増進空間活用の仕方が硬直化するので、出店者や利用者が柔軟に使えるよう、可動式と固定式を使い分けることが効果的である。

ただし可動式といっても、常設するものは重量感があり、荒天、多少の風雪では動かないベンチやテーブルなどを置くこととする。

また、使い方がわかりやすく洗練されたデザインにすることが利用率を高めることにつながる。デザインの高質化により利用者が居心地よく過ごせるよう機能を維持したいという気持ちが働き、使い方が丁寧になる効果も期待できる。

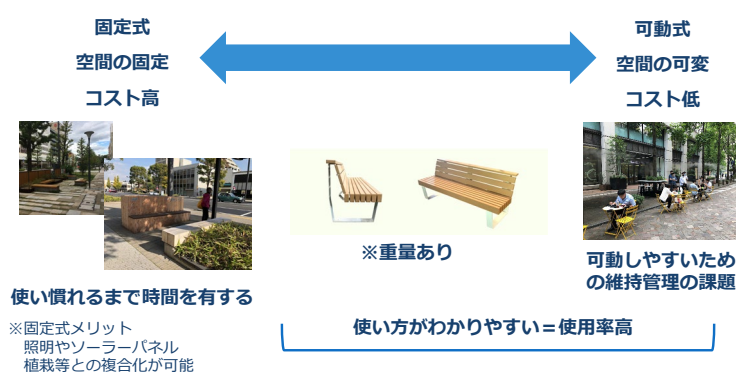


図 6-3-4 ストリートファニチャーの設置イメージ

④ 照明

歩行者利便増進道路の構造基準に合致するように、連続した照明を設置する。足元灯は歩行者の視認誘導をする効果も高いなどメリットもあるため、設置の可能性

について検討する。路面を照らす照明でサイン表示や、空間デザインをすることも可能である。また昼間の景観を阻害しない照明に留意し、舗装やストリートファニチャーなどの付加機能として景観の調和を図る。

- ・足元を照らすことによって、明かりを拡散せず、地面に強い明かりを集中させることが可能。
- ・足元灯は歩行者の視認誘導をする効果も高く、照明を直接見るより、間接照明にすることでグレアの発生を防ぎ視界順応もしやすい。

県庁線：足元灯+ポラード照明を追加した場合



図 6-3-5 照明の検討事例

### ⑤ 植栽

ほこみち道路の植栽について、ユーザーアンケート調査から、このエリアの環境整備に求められることは「木陰のあるおしゃれな空間」が最も高いニーズとなった。樹形が美しく、枝葉が豊かな樹種が望ましい。

また可動式の植栽も併用する。ファニチャーと同様、植栽も可動式にすることにより、占有者・オペレーションの多様性が生まれ、イベントなどに合わせてレイアウトを自由に変更できるなど、メリットが生まれる。



図 6-3-6 植栽の検討事例 一部画像〈株式会社ゴバイミドリ資料より〉

### ⑥ ポラード

道路管理上、通常の段差 15cm で車の歩道乗り入れが抑止できない場合は、その分のポラードによる分割が必要となる。占有者・事業者が使いやすく、歩行の妨げにならないよう、着脱式もしくは可動式とした機能を検討する。

また社会実験時、キッチンカーと歩道の境をチェーンポールでゾーニングした箇所が

あったが、現場では通行や滞留の妨げになり、歩行者自らポールを移動させている光景が何度も見られた。歩道の突起物は、なるべく複合化し、路面上の面積をなるべくとらない設置やデザインに配慮する。



広場の中に設けられた自動車走行レーン  
細身のポラードによって歩車は区分されているが、舗装は同素材で、歩車道境界の緑石もない  
車が通っていないときは歩行者が横断できるようになっている  
(フランス・ナント)  
出典：名古屋市

国土技術政策総合研究所  
地域づくりを支える道路空間  
再編の手引き(案)  
国総研資料第1009号より

図 6-3-7 ポラードの検討事例

#### ⑦ 電源・給排水

10月の社会実験やその後の出店事業者へのヒアリングでも、電源の使用は日常使い、イベント使い、いずれの空間演出、飲食サービスの提供などに不可欠であることが確認された。また、キッチンカー等の食事施設用だけでなく、路面植栽(花壇・菜園等含む)の手入れを占有者や地元市民が行いやすいよう、給水・電源の整備を整えれば、気軽な参加誘導を図ることにも効果的である。

事業者の要望からは、出店・営業場所近くにより多くの電源があればありがたいという意見が多かったため、食事施設・キッチンカーの配置等に合わせた十分な電源を確保する。またキッチンカー設備は調理機器であり、一定以上の消費電力を確保することに留意する。

電力会社に電源の場所と容量を提示して調整する事項となるが、工事工程では舗装前に電源を引っ張りだすことになるので、設計終了後でも、位置の設定は舗装前なら対応可能である。給水も同様で、給水は福井市の管轄で電源と同じように舗装前なら対応可能である。

電源・給排水ともに、今後も引き続き、関係機関や占有者・運営者候補の意見も組み入れつつ、設置位置や使用方法、管理について協議していくものとする。

#### ⑧ オーニング

オーニングは日除けや雨避けのほか、会場のサインとしても有効なツールとなる。10月社会実験期間も日照が強く暑い日が続く、タープ設置場所や木陰空間は有効であった。



着脱式屋根やパラソルをストリートファニチャーとして利便増進誘導区域に設置できるよう、路面から適切な離隔距離を確保した空間設計を検討する。またシェードやタープを取り付けるリング等を他の機能と合わせて設置することも有効である。オーニングは歩道上に看板やサイン表示を多数設置するより、遠方からも場所を視認でき、空間演出にも効果的である。

ただし、道路事業の範囲内でどこまで整備が可能か、予算化、財源措置も含めて今後検討していくものとする。



写真：松山市花園



社会実験より：オーニングと可動式チェアの空間デザインは平日休日ともに最も利用率が高かった。

図 6-3-8 オーニングの検討事例

#### 6-4. ほこみち対象道路の空間構成案

3 路線について考えられる空間構成について、想定される利活用計画に基づいた空間配置について検討した。

##### 1) 中央大通り北側（放送会館側）

中央大通り北側はオフィスエリアであるが平常時は人通りが少ない。そこで社会実験で確認したような、キッチンカーによるランチおよびカフェが日常使いとして提供できるような空間構成を検討した。

中央大通り北側は現状地上機器が多数あり、また縁石の囲いがあるため、歩道幅はあるにも関わらず使える面積が少ない。このため、車道を 1 車線分歩道空間化する案も検討したが、自転車道確保や雪害対策のため断念したが、限られた空間の中で人優先の環境整備、キッチンカーやストリートファニチャーを設置する空間配置を検討した。

##### ① 利活用空間の考え方

###### 路面

計画案の基準となる路面は、歩車道のセミフラット化、バリアフリーを基準とした。路面は人が滞在できる歩道を第一に決め、車道は歩道に準じる素材となるようにして、歩行者優先と道路全体の低速化を図る仕様とした。縁石の囲いは撤去し、地上機器はできるだけ複合化して、地上面積を効率的に使用できるようにした。新設される街灯やポラードについても、場所ごとに付加機能を検討した。

###### 植栽

歩行者空間として日常使いを重視する県民福井ビルと放送会館の街区（後述 A、B 区域）については、歩行者利便増進誘導区域の指定対象区域として、市民活動が実施しやすく、キッチンカーやファニチャーの設置が調整できるよう、既存植栽は取り除き、可動式植栽への変更を提案した。植栽の品種は木陰を演出でき、地域の気候にあったものを選択し、樹木の周囲をテーブルやベンチと複合化することで重量を確保し、荒天の場合でも倒壊の危険が少なく、別の場所に退避させる必要がないなど、日常的に管理する行政や民間占有者の負担を軽減するように工夫する。

既存の花壇は地植えであり、手入れに足腰の負担がかかるため、整備に組み入れる場合は高さのある可動式花壇に変更し、例えば大型可動植栽の周りを花やグラウンドカバーのグリーンを配置できるようにするなど、ほかの機能と組み合わせた方法も検討した。



図 6-4-1 参考資料 丸の内仲通り 植栽とテーブルチェアを組み合わせた事例

## 設備配置

福井市の気候は雨曇りが多いため、日々の管理を考慮し、ファニチャーは日常使いのエリアに集中させ、多くなりすぎないようにした。寒冷地でもあるため、冬季は路上のイートイン席を設置しても利用される確率は低く、道路管理者が設置するファニチャーで足りない部分は占有者もしくは出店者が店舗のイメージや季節に合わせたファニチャーを提供することでニーズをカバーできると考えた。

## 照明

照明は街灯を増やすことのほか、ボラードやベンチに足元灯を組み入れることによって、グレアの負担軽減やより明るさと安全性を確保できるものを提案した。

## サイン

既存のサイン・看板は少なく、ノイズの少ない空間となっている。将来、占有者が日常の活動告知等に、現状より地上機材による面積をとることなく既存の変電機器の壁面・上部利用や照明機器の付加機能として効率的にサイン表示をできるよう検討、環境と調和するデザインになるよう提案した。

## 電源・給排水

電源は日常使いのキッチンカーやPOPUPショップが利用できる容量配置を基準とし、さらにイベント利用時の電源も配置した。給水口は日々の清掃や植物の手入れが簡易になるよう、1ブロックごとに配置した。

## 食事施設および購買施設

放送会館前のバス乗り場および地下駐車場出入口の建物は、立地条件が良いため、将来民間が一部カフェ店舗などに展開しやすくするため、電源と給排水の配置をした。

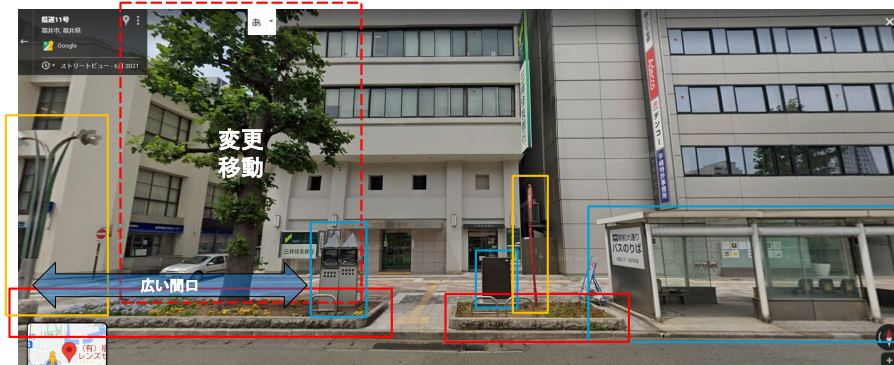
## 日除け・雨避け

木陰の補助となる庇は、固定ではなく、街灯や可動式植栽に組み合わせたポールを使い、タープの使用ができるように計画した。歩道の高い場所に日除け雨避けがあると、目印にもなり、季節や店舗、イベントの演出も可能となる。

## キッチンカー車両搬入路

キッチンカーの搬入路は、歩道空間への乗り上げを最小限にする軌道で検討、計画した。搬入口となる部分は、ボラードを着脱式もしくは可動式とし、安全性と利用者の負担に配慮した。





<b>赤枠</b>	縁石・花壇周り・ガード除去 今後：花壇は地面ではなく、地上から数十センチ程度上げる。 期待される効果：①手入れのしやすさ向上（腰を曲げなくて良い） ②視認性の向上 ③植樹周りの活用
<b>赤枠点線</b>	植樹の変更と除去
<b>橙枠</b>	街灯デザイン・場所・機能の変更 今後：信号機器との複合化 期待される効果：①視認性の向上 ②点検作業の合理化 ③特例区域占有者の利便性向上
<b>青枠</b>	2次占用の可能性確認

図 6-4-2 中央大通り北側 道路整備のための既存機能の整理 抜粋

## ② 利活用空間配置案

中央大通り北側のほこみち活用路線は①～⑥までの区域とし、その中でも A、B の区域を重点区域として利便増進誘導を図る区域の候補とした。また、各々の区分エリアの利活用計画案と空間配置案は次ページ以降の図のとおりである。

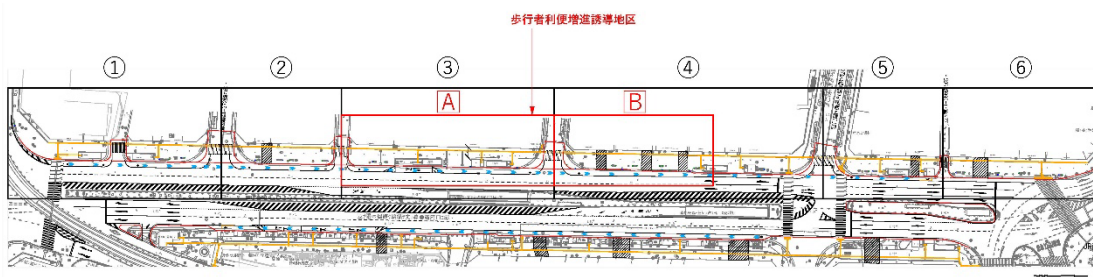


図 6-4-3 中央大通り北側 ほこみち制度適用道路と検討区分

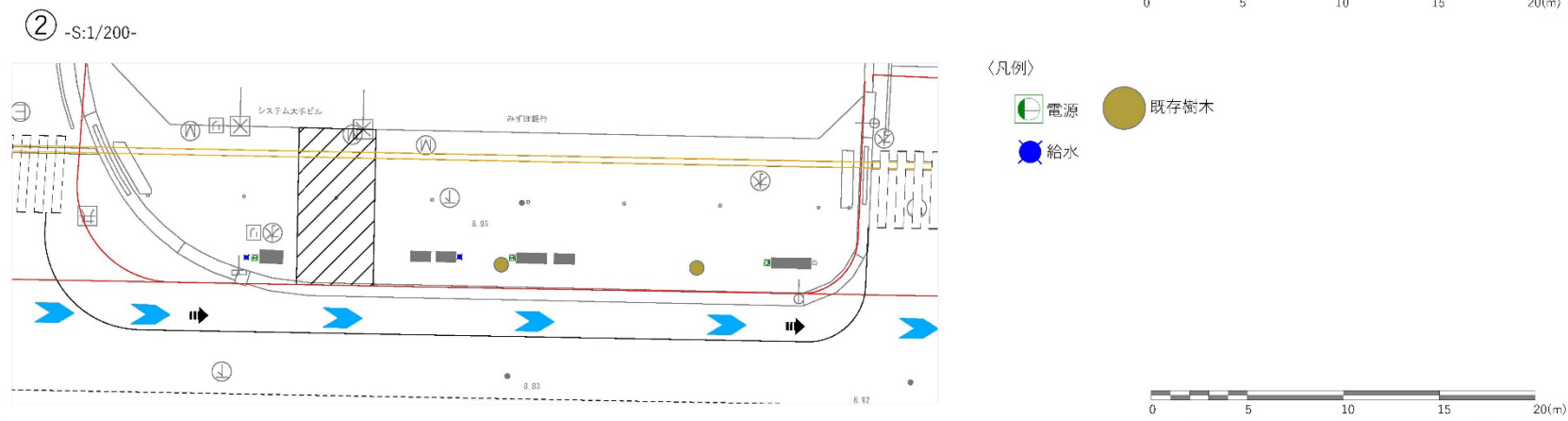
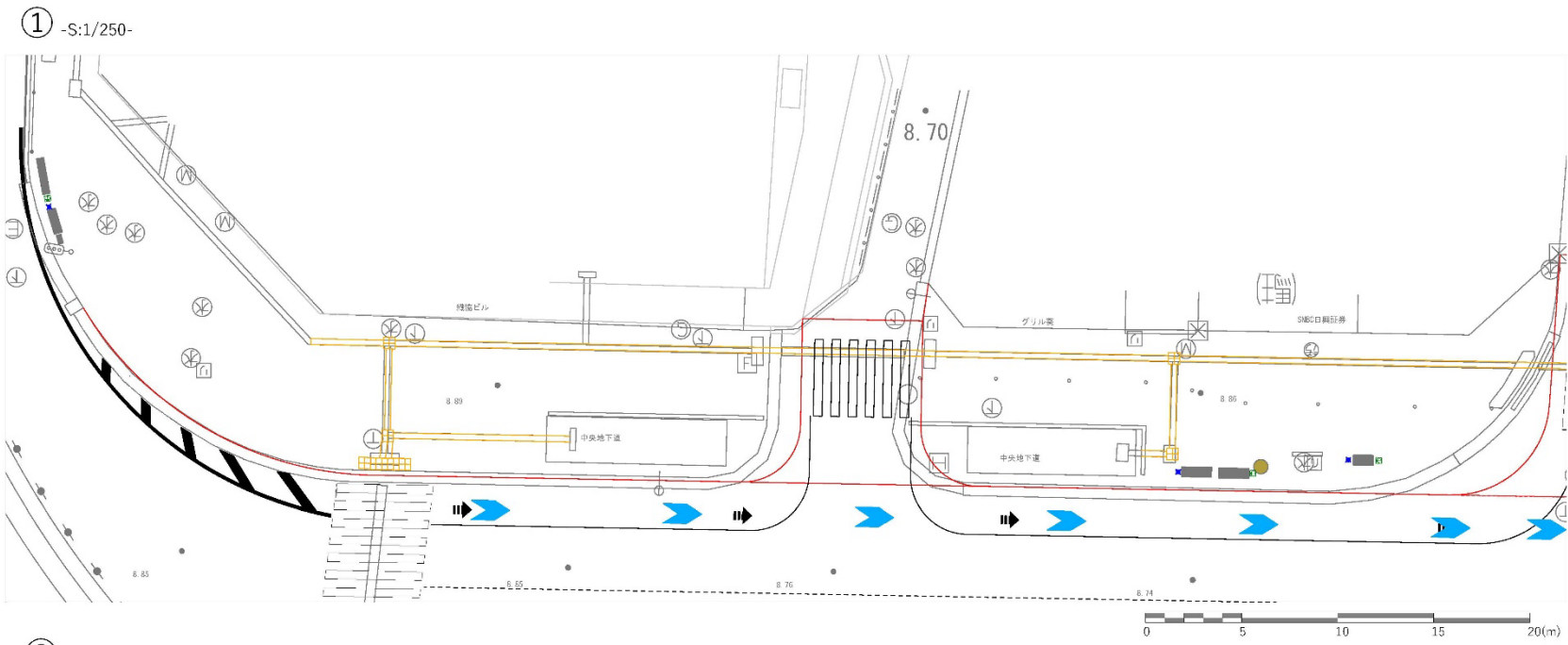


図 6-4-3 中央大通り北側 路線区分①②の道路空間構成および設備

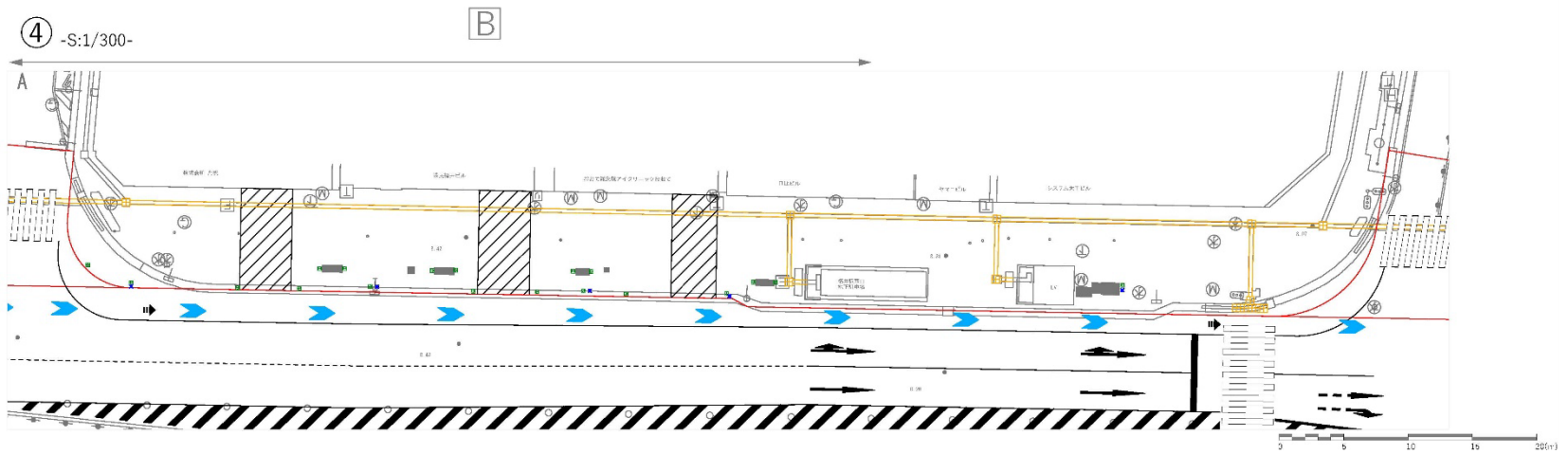
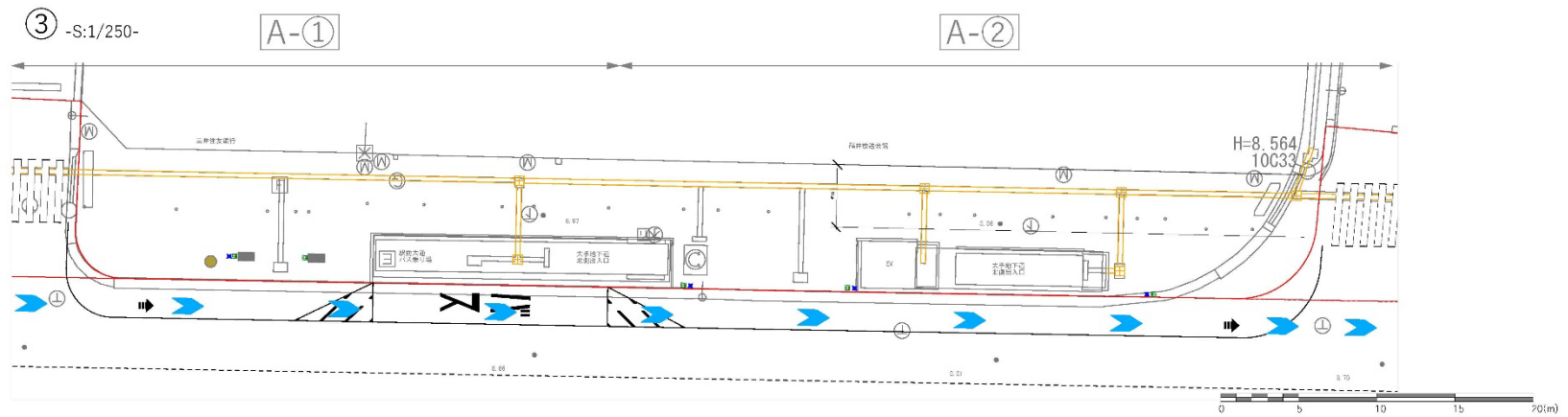
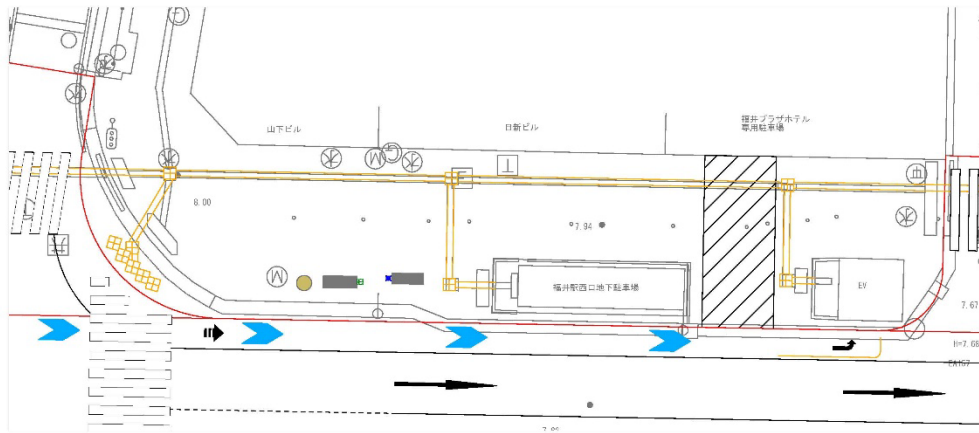


図 6-4-3 中央大通り北側 路線区分③④の道路空間構成および設備

⑤ -S:1/200-



⑥ -S:1/200-

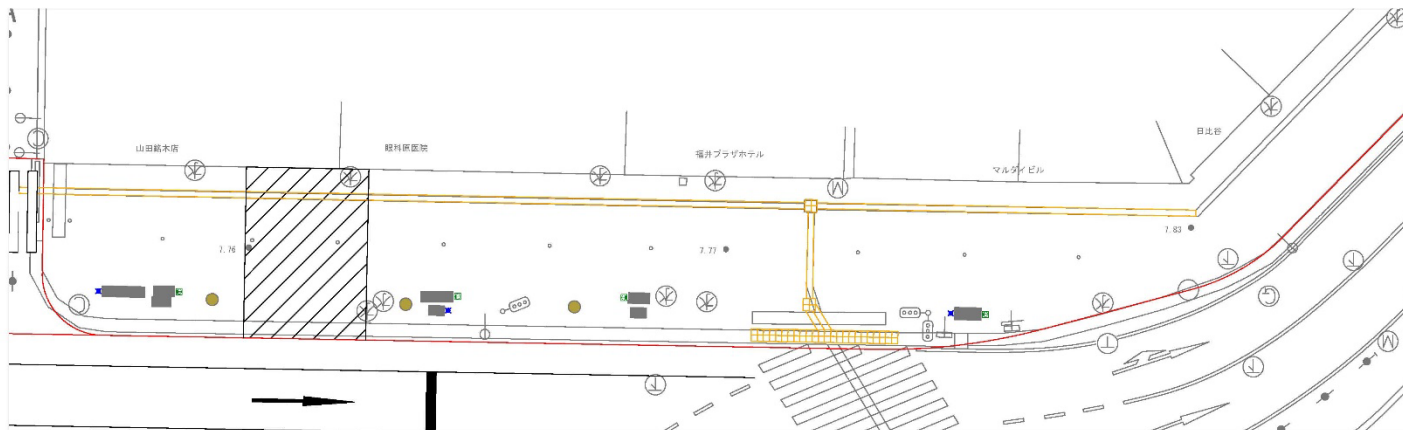
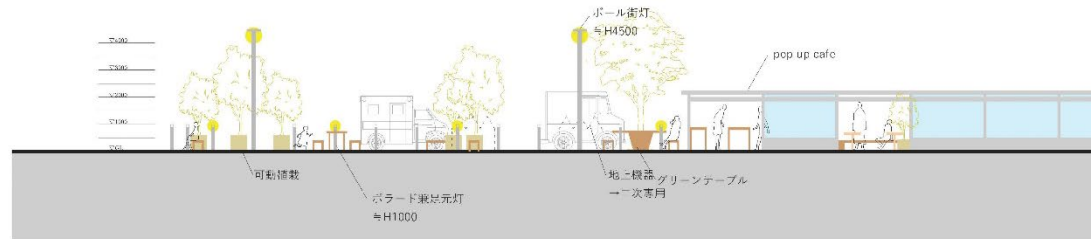
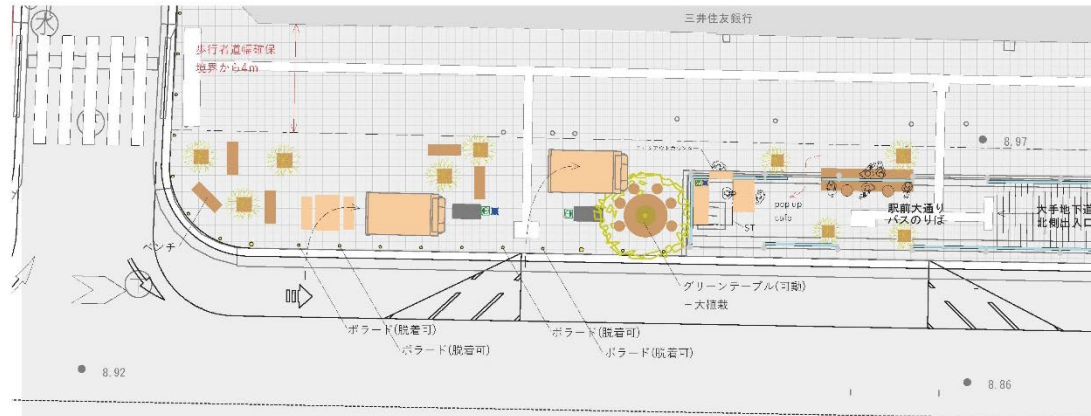


図 6-4-3 中央大通り北側 路線区分⑤⑥の道路空間構成および設備

A-①



〈Elevation 1/150〉



〈Plan 1/150〉



〈什器分類〉

- ……民間所有
- ……行政所有

〈設備凡例〉

- 電源 100,200V 一口当たり2000W 1か所に2~3口
  - 給水口
- ※イベント企画用排水口も数か所あれば良い

- ボール街灯 (約12mピッチ)
- ポラード (3つに1つは照明付) (約1.5mピッチ)

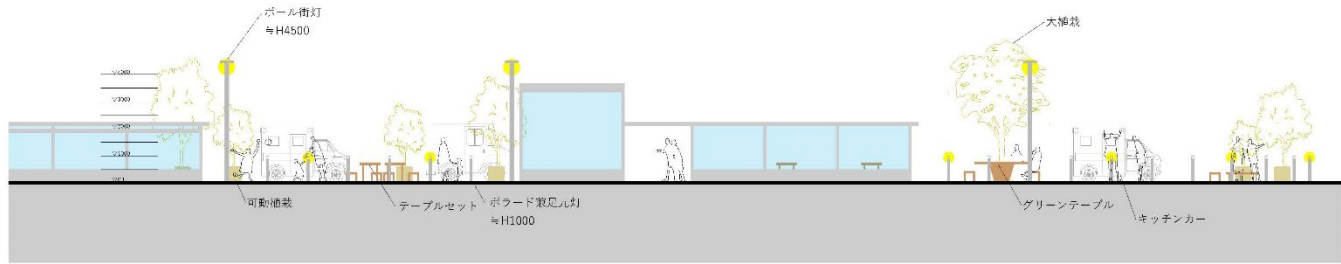
〈バス乗り場・地上機器建物の利活用提案〉

- ・電源※
  - ・給水※
  - ・排水※
  - ・カフェ部シャッター
- ※設備を初期整備希望

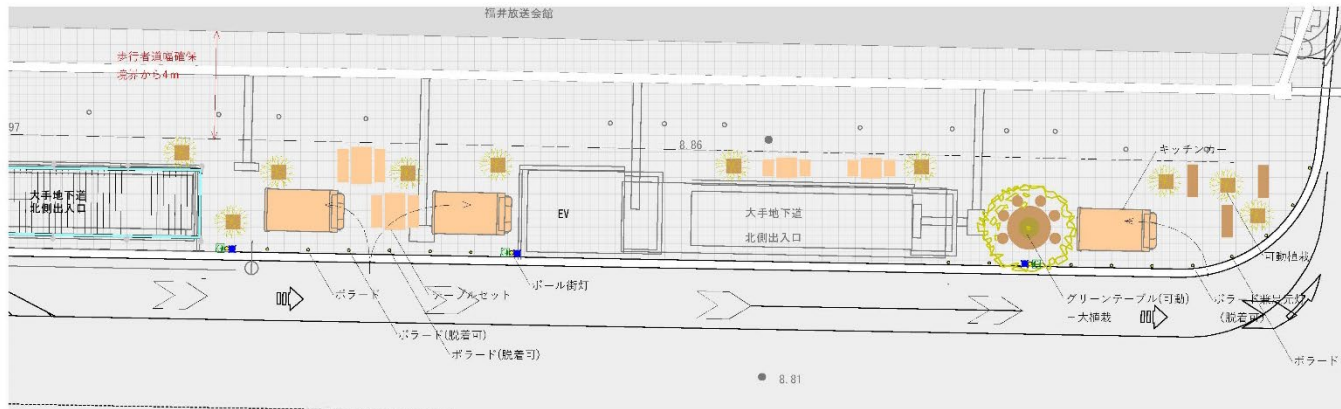
図 6-4-3 中央大通り北側 利活用空間配置図 (A-①)



A-②



〈Elevation 1/150〉



〈Plan 1/150〉



〈什器分類〉

- ……民間所有
- ……行政所有

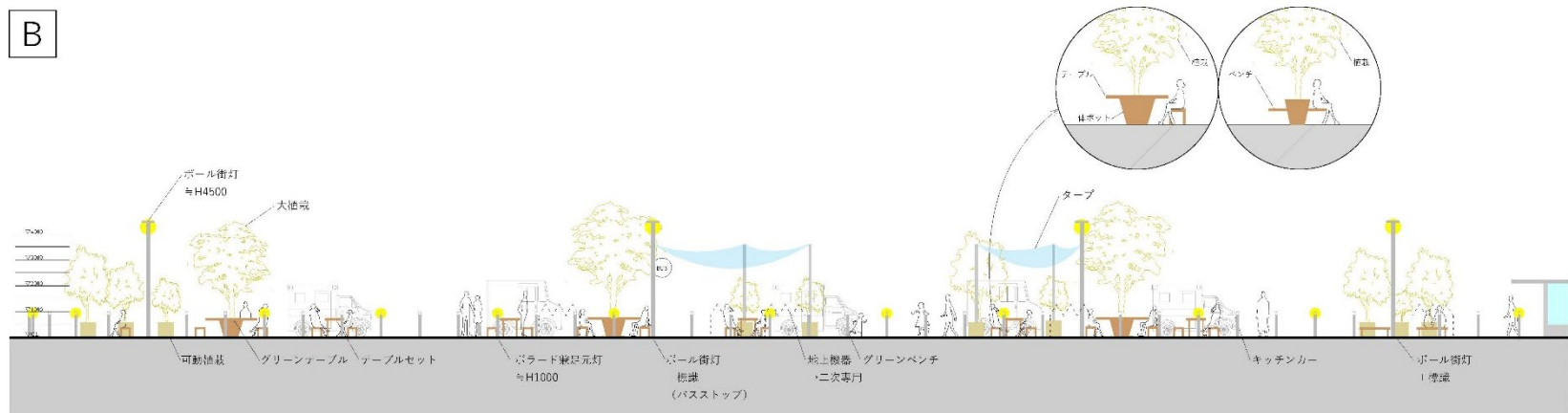
〈設備凡例〉

- 電源 100,200V 一口当たり2000W  
1か所に2~3口
- 給水口
- ※イベント企画用排水口も数か所あれば良い

- ポール街灯 (約12mピッチ)
- ポラード (3つに1つは照明付) (約1.5mピッチ)

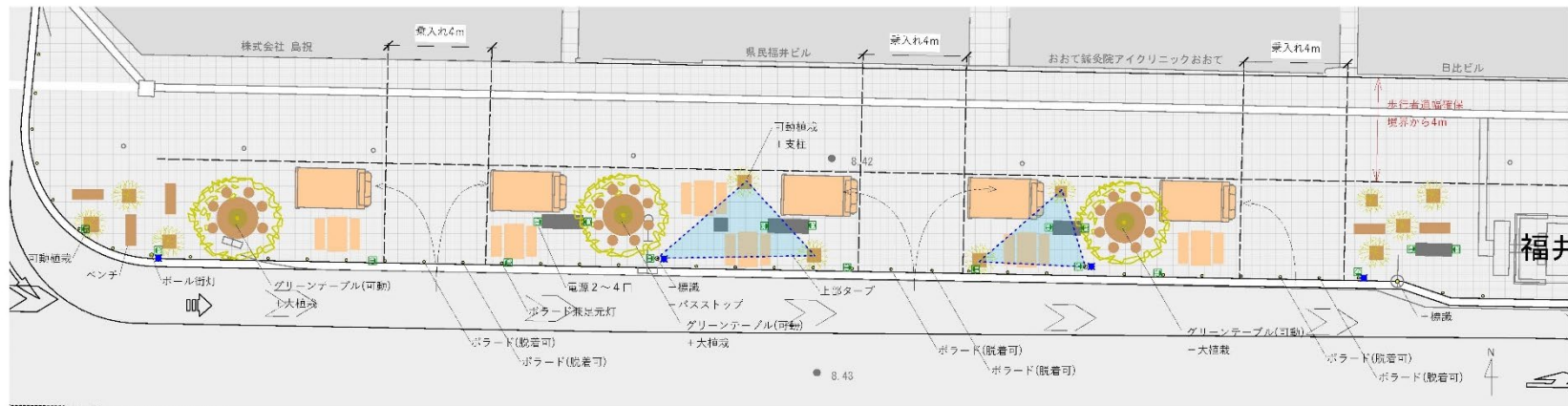
図 6-4-3 中央大通り北側 中央大通り北側 利活用空間配置図 (A-②)

B



※Wifi+防災スピーカー+防犯カメラ+サイネージ  
参考：スマート街路灯

〈Elevation 1/150〉



〈Plan 1/150〉

- 〈什器分類〉
- ……民間所有
  - ……行政所有

- 〈設備凡例〉
- 電源 100,200V 一口当たり2000W 1か所に2~3口
  - 給水口

- ポール街灯 (約12mピッチ)
- ボラード (3つに1つは照明付) (約1.5mピッチ)

※イベント企画用排水口も数か所あれば良い

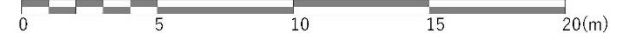


図 6-4-3 中央大通り北側 中央大通り北側 利活用空間配置図 (B)

### 6-5. ほこみち指定道路および利便増進誘導区域案

福井駅周辺の道路に適用する制度について検討した。

中央大通りと電車通りは国も推奨している歩行者利便増進道路（ほこみち）と滞在快適性等向上区域（ウォークアブル制度）の併用を検討、より柔軟な利活用の展開を図る。

歩行者利便増進誘導区域については、大きく3地点の指定を検討している。令和3年10月に実施した中央大通り北側社会実験会場部分と、中央大通り南側の再開発ビル前から大手町線と歴史の道の結節エリア、電車通り北側の再開発ビル前面道路の区域範囲で指定を想定し、これまでに利活用計画等の検討をしてきた。

県庁線は都市利便増進協定と合わせて民有公開空地も活用する手法を検討中である。

そのほか、放送会館東側から北に伸びる市道や再開発ビル西側に位置する市道についても、官民が連携して市民の多様な活動が可能となる制度の活用を検討中である。

#### 目的：オフィスエリアと再開発周辺エリアを繋ぐ

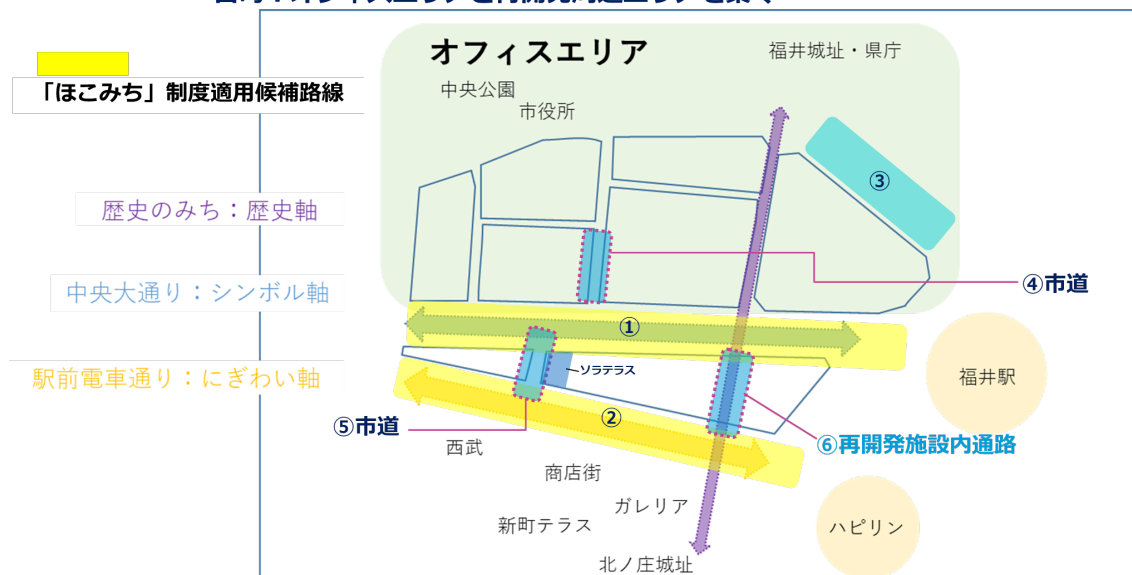


図 6-5-1 再掲 ほこみち制度適用候補路線図

名称	適用制度	運営
①中央大通り南側・北側	歩行者利便増進道路（ほこみち） および滞在快適性等向上区域（ウォークアブル 制度）の併用	占有者と周辺企業・路面店・地元によるエリアマ ネジメント
②駅前電車通り北側		
③県庁線	都市利便増進協定 および滞在快適性等向上区域（ウォークアブル 制度）の併用	運営主体と周辺企業・路面店・地元によるエリア マネジメント
④市道	活用制度検討中	
⑤再開発ソラテラス前市道		
⑥再開発施設内通路：屋内型 ほこみち		

図 6-5-2 福井駅周辺道路制度検討一覧



特例区域は、歩道通行部分を除く車道までの範囲をゾーニング型で指定することで、占有者の使い方を柔軟にし、特例区域の連続性確保が可能となる。車両乗り入れ部分は除外する。

ゾーニング型指定方法により、区域内で実際に占有する場所を利用実態に合わせて調整することが可能となり、占有者は実際に占有する面積分の占有料を負担する運用ができる。季節や使用頻度、使い方による占有区域設定や占有料徴収方法を占有指針に規定しておき、道路管理者と運営や出店者との協議調整をすることによって、より実働と合った内容で検討することができる。例えば冬季、雪が多い場合や梅雨の時期など一定期間あたりの出店日数が他の季節に比べて減少する場合、占有者側の負担を軽減させるなどの弾力的な運用、屋外での出店事情を考慮した占有料を設定するなどのシステム構築が必要である。

道路管理者側が実情にあった占有料を設定するためにも、細切れに誘導区域を指定するのではなく、市民活動の変化や多様な使い方に対応できる区域指定の方法が望ましい。

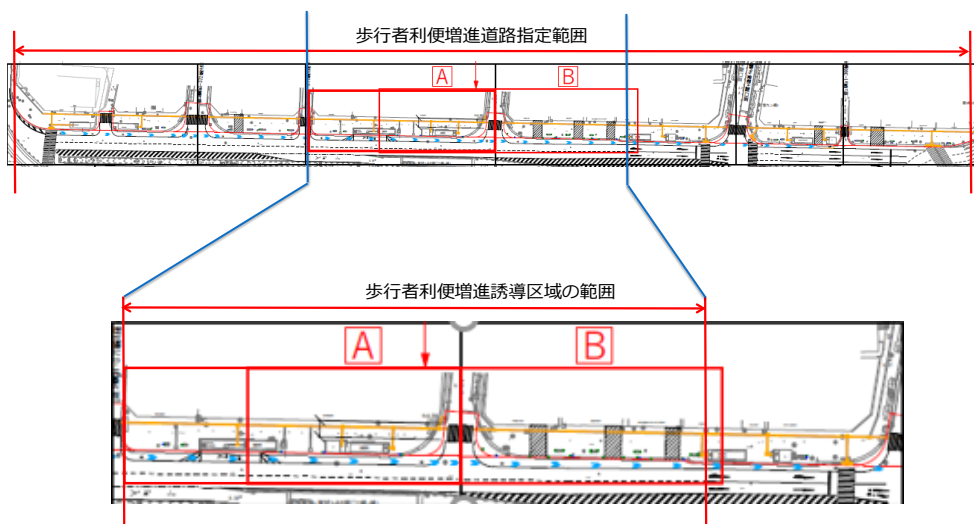


図 6-5-3 中央大通り北側歩行者利便増進道路指定範囲および利便増進誘導区域範囲案

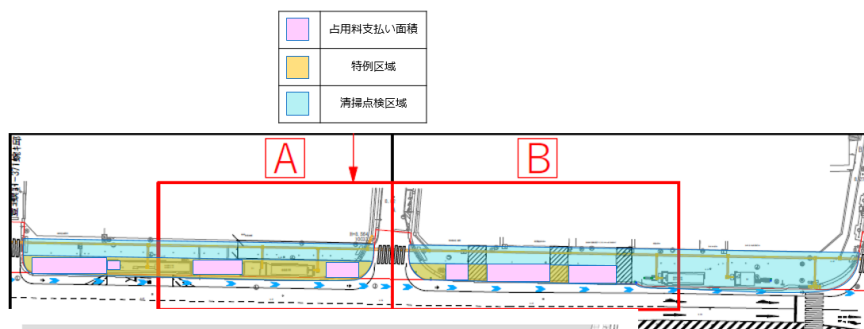


図 6-5-4 中央大通り北側機能別区域図および占有料面積の考え方

清掃点検区域は街区別で区切り、占有者と市民、協力企業と道路管理者で管理していく。具体的な運用については、7-3 に記載した。

## 7章. 事業化方針および占用指針案の検討

### 7-1. 先進事例等の研究

令和 2 年に道路法が改正され、ほこみち制度がスタートし、全国各地でほこみち事業が進行している。令和 3 年 12 月現在、全国各地 17 の道路管理者、50 か所近い路線ではほこみち道路が指定されている。

しかしながら、社会実験などの試行的な事業を実施している事例が大半で、公募占用指針を策定し占用事業者を選定しほこみち事業を実際に運用している地域はほとんどない。

そうした中、ほこみち制度に限定せず道路空間活用の先進的な以下の事例を研究し、福井版ほこみち事業「ふくみち」を官民連携で進めていくための参考とした。

#### ① 丸の内仲通り

東京都千代田区の丸の内仲通りは、ほこみち制度の制定前から道路空間を歩行者中心の空間に開放し、公共空間を最大限に利活用している先進事例として参考になる。

1990 年代後半、三菱地所はオフィスに特化した街づくりからの脱却を図り魅力ある街づくりを目指すべく、地域の地権者、さらには行政へと働きかけ、公民が一体となった丸の内再構築を開始した。以下が上位組織である一般社団法人大手町・丸の内・有楽町地区まちづくり協議会の組織体制である。

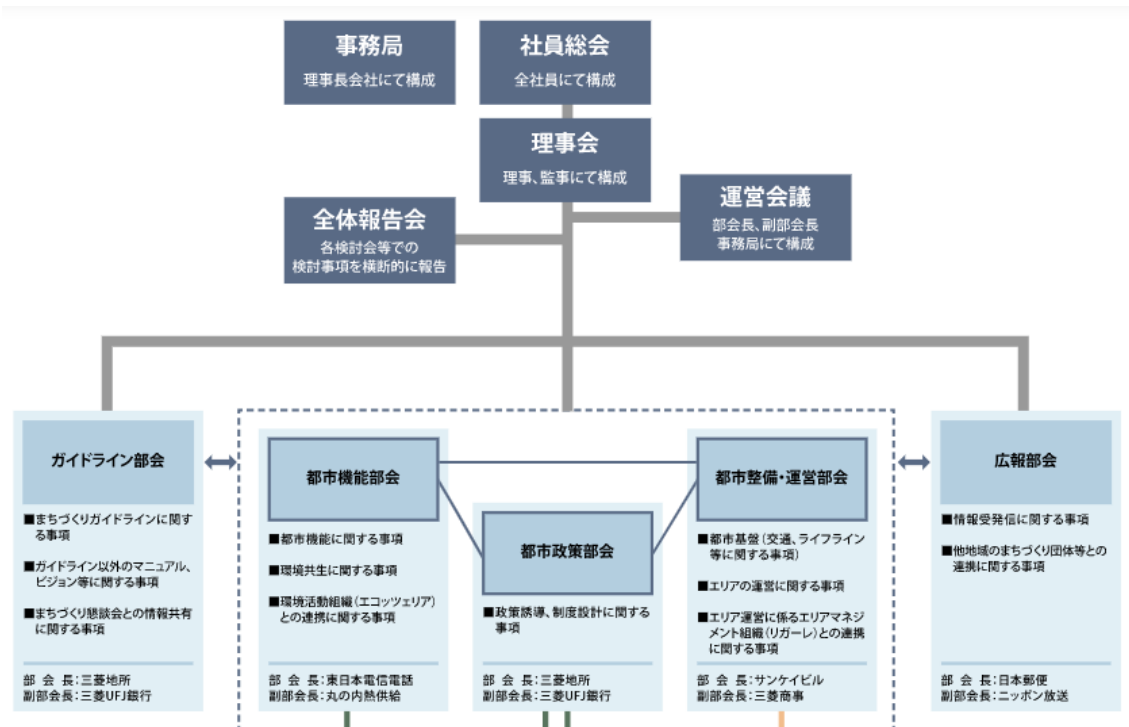


図 7-1-1 大丸有まちづくり協議会組織体制図

〈大丸有まちづくり協議会資料より〉

歩行者空間整備に関しては、公民連携による取り組みにより歩道環境が整備され、“クルマのための通路”から“人が中心の空間”へ生まれ変わった。歩道：車道：歩道の幅員をそれまでの6m：9m：6mから7m：7m：7mに変更し、あわせて車歩道を共通の舗装（アルゼンチン斑岩）とし、公有地・民地の境界にこだわらない一体的な仕様とした。街並に統一感を持たせるため、沿道の建物の軒高を31mに揃えていることも大きな特徴のひとつで、並木にはあえて落葉の多いケヤキを採用している。

2015年3月、東京圏で初めてとなる国家戦略特区における「国家戦略道路占用事業」の適用区域に認定され、キッチンカー出店などの日常使いとあわせ、車道を含めた道路全面を使った社会実験を年に3回実施するなど、先進的な取り組みを続けている。



図 7-1-2 丸の内仲通り 令和3年夏社会実験の様子



## ② 神戸市三宮地区

大阪市の御堂筋、姫路市大手前通りと並び、神戸市の三宮中央通りも、令和3年2月に全国で初めて「ほこみち」に指定された。

占用主体は公募ではなく、地元で活動する三宮中央通りまちづくり協議会が選定された。協議会は20年前地下鉄海岸線の開通に合わせた道路整備段階から、歩道の重要性に着目。行政とともに会合を開き、広い歩行空間の確保やオープンカフェのイベント開催を実施してきた。官民連携のまちづくりの実績とともに、占用者選定の際には歩行者利便増進計画と同等の計画を市に提出している。

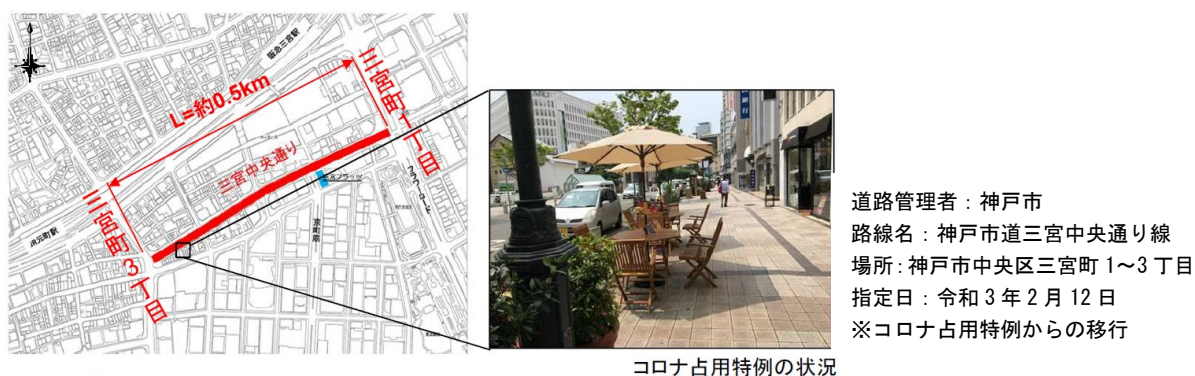


図 7-1-3 神戸市三宮中央通りのほこみち指定  
〈神戸市 HP より〉

神戸市三宮地区では、上記のほこみち指定道路以外にも歩行者中心の空間創出にかかる先駆的な取り組みがされている。

葺合南54号線では、過去に車線を縮小し歩道を広げる「道路空間の再配分」は行ってきたが、中途半端で人が集い滞留できる空間にはならず、「歩行者優先」であることを明確にする道路整備でなければ、効果を発揮できないことが教訓として残った。そこで、元々2車線と駐車帯で構成されていた当該道路の車道を、1車線だけ残し、新たに生み出した道路空間を人優先に再配分することで、安全で快適な歩行者環境を創出した。



図 7-1-4 神戸市三宮葺合南54号線での歩行者環境の創出  
〈左図・神戸市 HP より〉

サンキタ通り・さんきたアモーレ広場では、阪急ビル建替え及び阪急高架下商店街の刷新を契機に、シェアスペースによる歩車共存型の石畳によって、わい雑で知られた商業プロムナードを全面的にリニューアルして、品位ある高質空間へ刷新した。荷捌き車両等、特別許可を得た車両以外は通行が禁止される歩行者優先道路とするとともに、官民境界をあいまいにして商業施設と調和した統一的なデザインを採用し、まち全体を居心地の良いデザインに変えた。



図 7-1-2 神戸市三宮サンキタ通り・さんきたアモーレ広場  
〈小野寺康都市設計事務所 HP より〉

### ③ 福井市ソライロテラス

本調査対象の福井市でも、歩行者中心の空間創出とまちなかの回遊・賑わいづくりの先駆的な取り組みがされている。



図 7-1-6 福井市ソライロテラスのイベント実施状況

福井市の中心部で実施されているソライロテラスは、駅前電車通りから北の庄通りにかけての道路区間を民間事業者等に定期的に開放し、イベントやカフェ、ケータリングな

ど賑わいづくりに寄与する活動に使える事業である。運営は、都市再生推進法人としてまちなかの賑わいづくりとエリアマネジメントを統括しているまちづくり福井株式会社が担っている。



図 7-1-7 福井市ソライロテラス利活用可能エリア

4月～11月の毎週日曜日は、アップルロードとガレリアポケットが歩行者天国・オーブンテラスの憩いの広場になるなど、歩行者の回遊と賑わい創出のための様々な活動が展開されている。

場所や時間帯ごとに、イベント利用、ケータリングカー・屋台利用の目的に応じて利用料金が設定、常時募集している。利用する事業者は、運営者であるまちづくり福井を通じて、福井市や警察などの行政機関と必要な調整、手続きを経て活動を行うことができる。

今回のほこみち事業についても、これら福井市内の事例をベースに、望ましい運用方法、体制を構築していくこととなる。

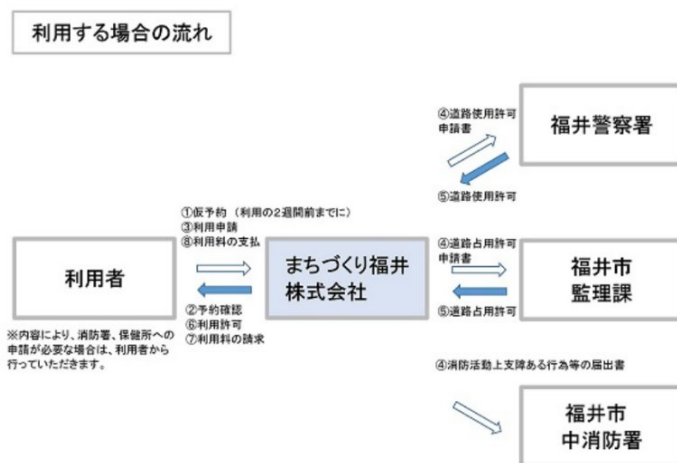


図 7-1-8 ソライロテラスの運営スキーム



## 7-2. ほこみち運用手法・運用体制の検討

### ① 運用手法、運用体制案

ほこみち道路や利便増進誘導区域を指定した上で、利用者となる地域の企業や出店事業者をはじめとする民間事業者等が協働して担い手となり、官民連携による実施体制によりほこみちを運営することではじめてほこみち事業をスタートさせることができる。

社会実験を通じて顕在化したほこみち利用者や発掘できた担い手による活動を継続し、ふくみちのスタート目標である令和6年度に本格的な組織が立ち上がり、占用者を定め、運用ルールが稼働するよう計画的に事業を推進する。

具体的には、令和4年冬から令和5年にかけて、ルール策定や占用者選定までの準備期間として、オフィスエリアのワーカーと出店する民間事業者を主体に、中央大通りおよび県庁線においてLQCアプローチで改めて社会実験・試行事業を進める。その中で、実績と課題の顕在化、改善を繰り返し、より望ましい運用体制・手法、ルールを検討し、占用者選定までに試行と検証を繰り返しながら手法、体制を固めていく。

この試行期間における活動内容、運用のスキーム案を以下に示す。

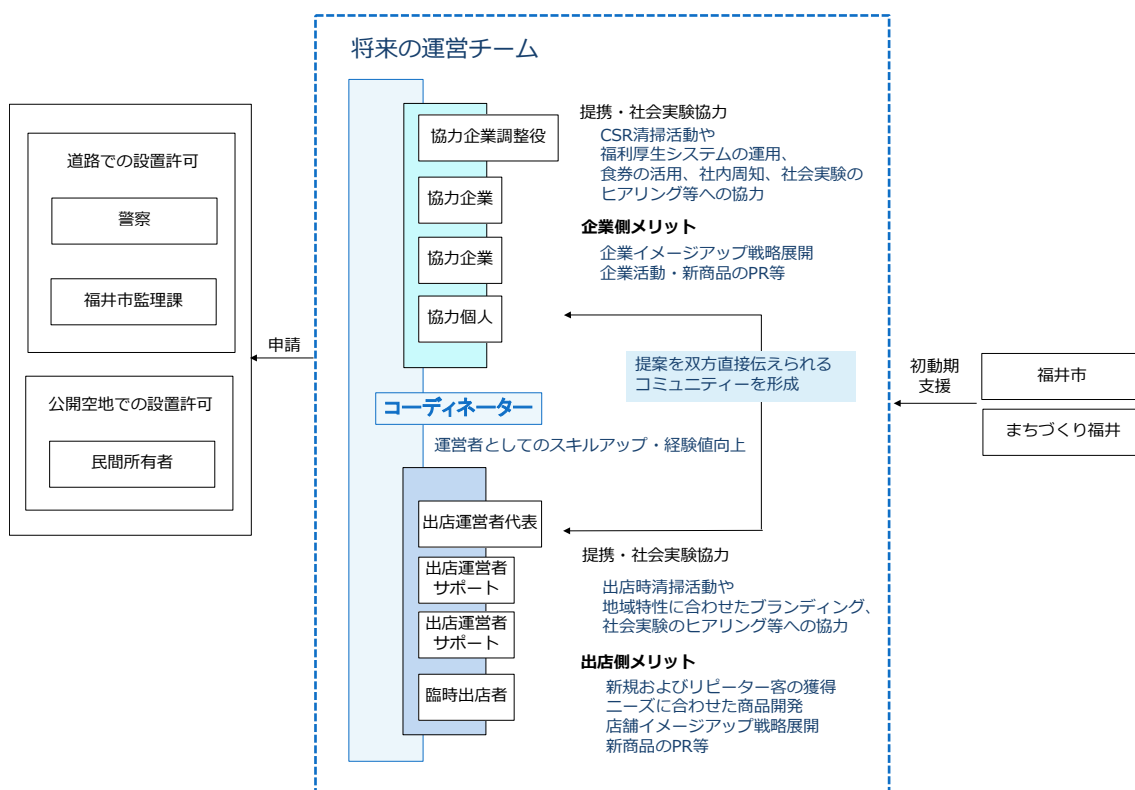


図 7-2-3 当面の活動展開、運用スキーム案

占用者選定段階においては、6章で記載のとおり「ふくみち」は路線ごとに通りの性格が異なるため、3路線統一的な運営主体やルールではなく柔軟なシステムが求められる。

そのため、3つの通りの特性を踏まえ、的確な担い手による管理運営単位を設定し、運営組織の構成、担い手発掘と育成を管理運営単位毎に検討する。

ほこみち指定候補道路のほか、今回社会実験を実施した県庁線を含めた福井駅前オフィスエリア、A街区再開発エリアの中央大通り側・駅前電車通り側の3エリアの組織単位を念頭に置きつつ、民間事業者がエリアの特性を活かした展開ができるよう、行政が土台作りを担い、協働で道路整備・占用指針の策定に参画することが重要と考えている。

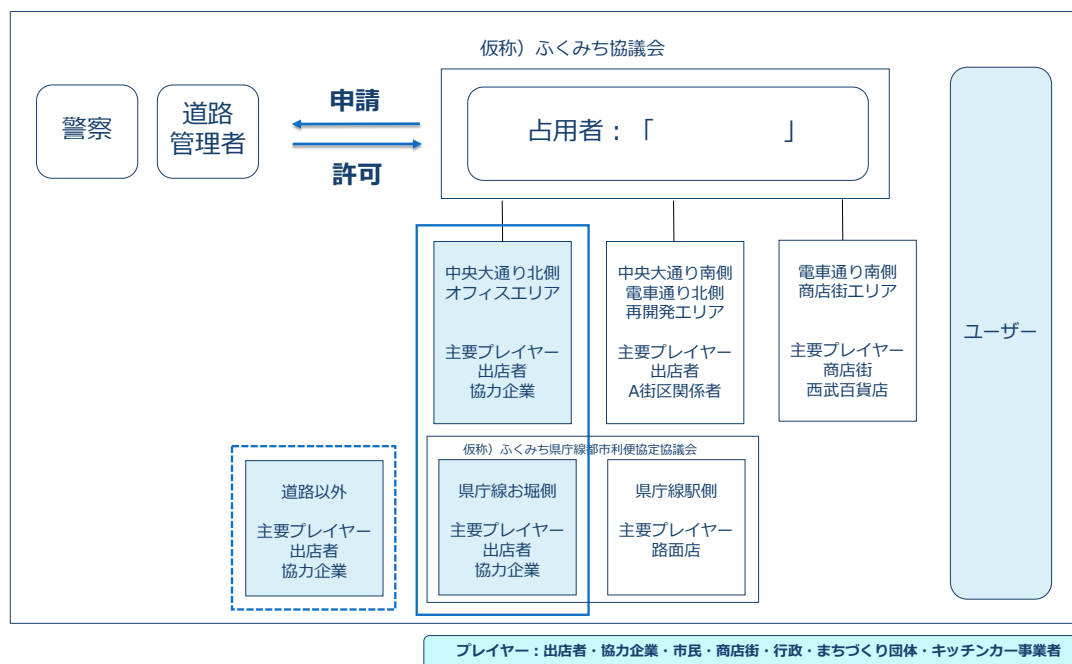


図 7-2-2 ふくみち事業の運用体制、運用スキーム案

占用者選定までの準備期間は、中央大通りおよび県庁線での活動を通じて、出店者・協力企業に運営実績を徐々に積み重ねてもらい、ほこみち制度の理解、申請手続き、運営システムの構築、運用ルール、指針の策定など、必要な手続きを進めていく。

令和6年度までの試行事業については、実施内容をアップデートしつつ、新たなミッション、課題への対応も確認しつつ、出店者および協力企業の自主企画なども組み合わせることで、参画意欲の継続を図るとともに、沿道立地企業のイメージアップにもつながる取り組みを展開する。

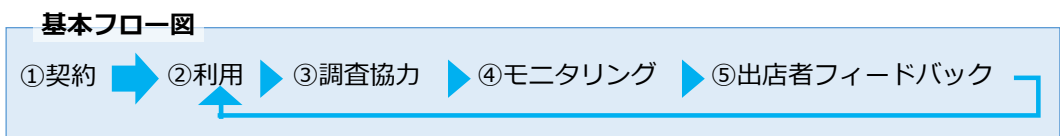
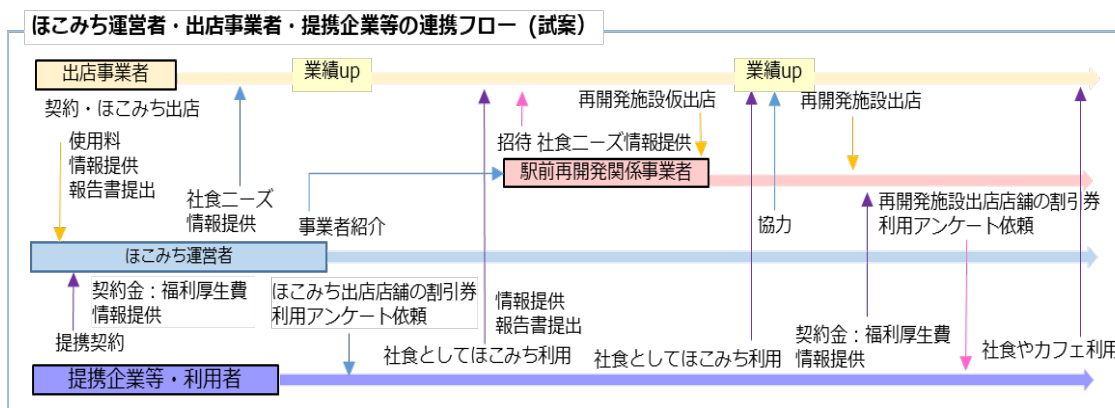
## ② 地域課題に対応した運用システムの検討（社食システム）

ふくみちでのキッチンカーに代表される食事施設事業を、福井駅周辺ワーカーによる個人単位でのキッチンカー利用に終わることなく、ほこみち出店店舗が福井駅中心部立地企業、オフィスの共同の「社食」として機能するよう、駅周辺企業とほこみち運営者が提携、利用者と出店者を結ぶインセンティブ型のシステムを導入、ワーカーのランチ利用



を促進することで、「ランチタイムがつまらない」という地域課題解決を図る。

オフィスワーカーや企業と出店事業者の連携により、道路の清掃や植栽管理への協力など、ほこみち空間の日常管理に官民が一体となって取り組む仕組みづくり、いわば社会実験の継続的展開を図る。



**仕組の解説**

- 提携企業は福井駅周辺オフィスエリアの法人等を対象に福利厚生の一環でほこみち運営者と契約する。
- 提携企業はほこみち運営者へサービス利用料を支払い、利用規模に応じて出店者情報や割引や特典などを受け取り、消費意欲の増大とほこみちの利用促進を図る。
- 提携契約は、出店事業者の収益確保とほこみち運営の安定化のための重要なツールとなる。

**期待される効果**

- ほこみち運営者は継続的に提携企業の利用者の声を拾い、業績向上のため出店者にフィードバックする。
- 出店事業者は提携企業から得られた情報をもとに、社食ならではのメニュー開発や、グループ注文、デリバリー対応などサービス向上や利用促進に向けた創意工夫が期待できる。

**駅周辺横展開の可能性**

- 再開発施設でも同様に、出店事業者を募る。ほこみち・再開発運営側は、指定された出店事業者であれば、ほこみちでも再開発施設でも共通使用できる特典など、提携企業が利用しやすく、駅周辺を回遊をするきっかけになるサービス提供が期待される。

図 7-2-3 社食システムの導入検討

「ほこみち」出店者とユーザーを連携させるシステムについて、ほこみち占有者選定を待たず取り入れたいのは予約システムである。4章で述べたように、福井駅前のランチは時間に制約される部分が多く、購入時間が限られている。出店者も予約が入れば、準備や在庫管理、現場でのオペレーションも効率化できるため、ヒアリングでも早期に実現したいニーズとなった。

しかし、独自のアプリ開発はコストがかかるため、当面は各出店者の創意工夫と現在福井市内で使われてるアプリ「ikossa FUKUI」の応用などを検討している。今後の社会実

験・試行事業で実施し、最終的には使いやすいアプリの誕生とすべく情報収集を実施する予定である。

そのほか、デリバリーや健康増進、学び・市民活動等のコミュニティを生み出すシステムの創出をエリアマネジメントの観点も含めて機能拡大を目指していく。

### ③ 運用までの社会実験・試行事業の継続

ふくみち運用までの準備、試行事業期間に実施すべき事項としては、準備組織となる「(仮称)ほこみち協議会」発足に向けて、オフィスエリアのコミュニティをつくり、参加意欲を醸成し、ふくみちの準備組織を主軸とした活動を展開する。

日常的なコミュニティ活動をふくみち事業の活動にスムーズに取り込めるよう、持続可能で無理のない運用スキームを検討する。

例えば、7-3 記載のように沿道企業の日常清掃活動をふくみちに取り込む、または2次目的として日常で培ったオフィスエリアコミュニティをイベントや災害時・非常事態での連絡体制・防災機能強化(2次被害防止)も目指す。

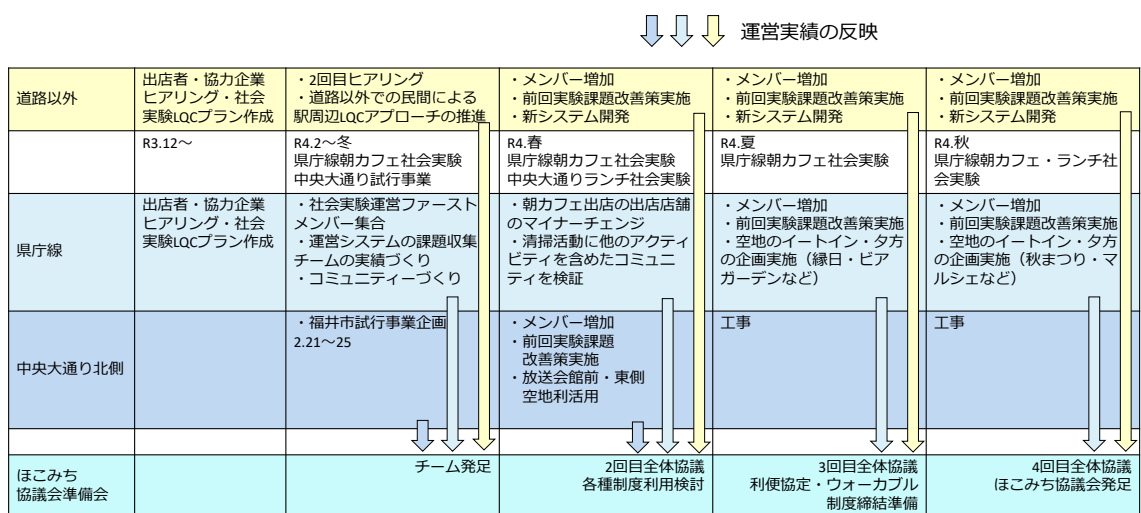


図 7-2-4 今後展開する試行事業の概要とプロセス

### 7-3. 事業者選定および道路占用指針案の検討

出店事業者や協力企業へのヒアリング結果を踏まえ、占用指針案を検討するにあたりその前提条件を以下に整理した。

#### 1) 道路占用指針案検討にあたっての前提条件

##### ① 道路占用の場所

占有場所指定はブロックの分断された状態ではなく、通行エリアを除外した上で滞留利便増進エリアを設定することとし(6-5 参照)、利用者・運営者目線に立った連続性の

あるエリアマネジメントの空間として考えられるよう位置付ける。占用料が課せられるエリアの面積と常時点検など協力事業を行う箇所については、道路管理者と占有者双方の協議により決定する。

② 設置する歩行者利便増進施設等の種類

占用指針の対象となる施設や占有者が利用できる範囲を明確化するため、道路の再整備や設置施設の機能や整備要素を 6-3 に整理している。

③ 占用の開始時期

新幹線開業時期である令和 6 年 4 月を開始目標とするが、道路整備が完了していれば、それ以前からの実施も可能とし、令和 3 年秋実施の社会実験から本格運用までの準備期間を空洞化させず、運営者と利用者の機運を維持することが重要である。

意欲ある運営者と協力企業の小さな活動を、持続可能なボリュームで継続できるよう、道路管理者、行政の支援も強化を図る。

④ 事業者選定方針（公募の有無）

ほこみちの制度では、占有者については公募をしない選択肢もある。公募には多くの手続きと時間がかかり、かつ提出側と選定側の双方の負担は大きい。また、民間の担い手が試行事業下で培ってきた実績が公募選定手続きにおいて十分に評価されないことで、提案に対するインセンティブが薄れている事例もある。地元で貢献を続けてきた個人や団体をうまく占有者に取り込み、官民協働による体制作りを早期に実現するには、占有者選定方法にも工夫が必要である。

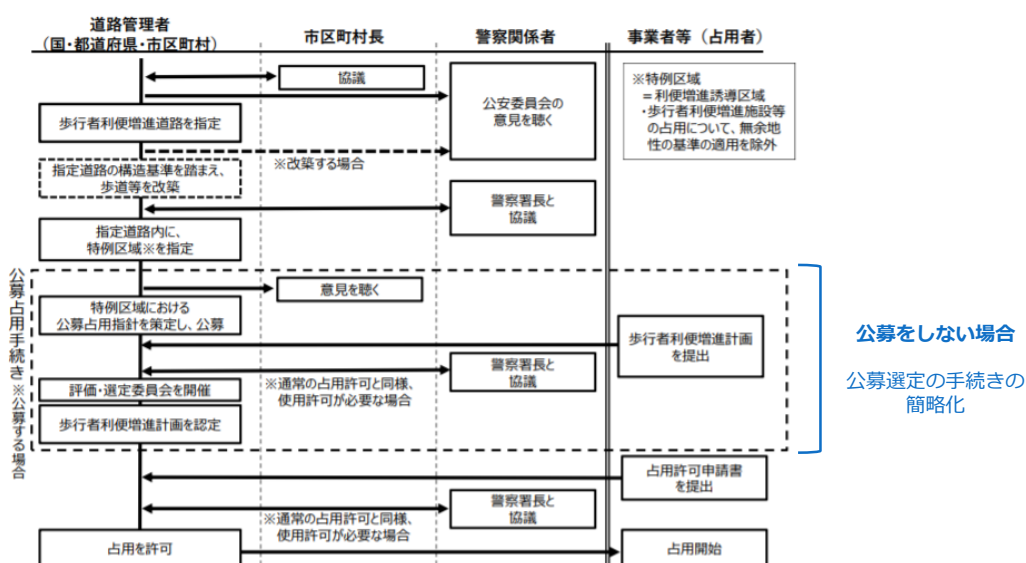


図 7-3-4 ほこみち制度の手続き

ふくみち事業のスタートが令和 6 年度と想定されており、占用者選定までの準備期間も 3 年程度ある。事業の初年度である今年度は、社会実験による利用ニーズや事業性の確認、そして新たな担い手の発掘という面においては十分な成果を出すことができた。

令和 4 年度からの 2 か年をかけて、さらなる担い手の発掘と運用組織の組成、試行事業を通じて運営実績を蓄積し運用体制を構築することが可能であり、道路管理者側が運営状況をうまくモニタリングして評価することができれば、公募によらない選定方法も検討に値する。

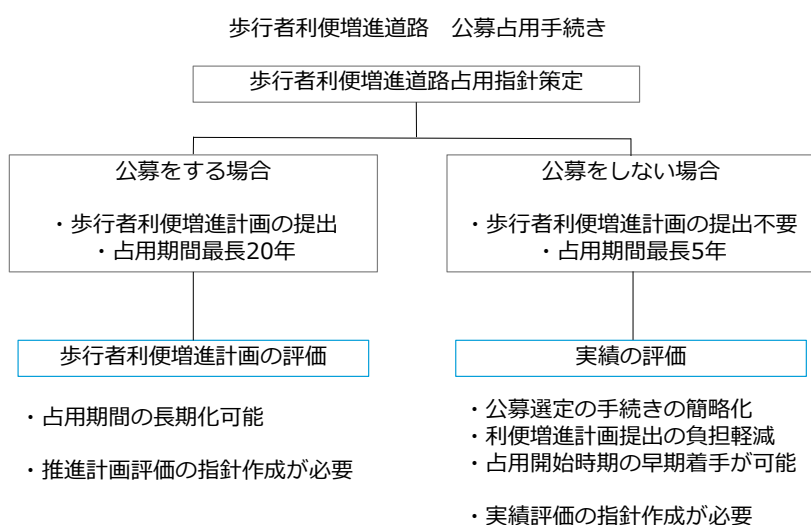


図 7-3-2 考えられる占用者公募選定の手続き

### ⑤ 清掃その他の措置

【清掃・除草・枯葉回収】（区域図については 6-5 に記載）

- ・ 日常的な道路の点検は目視による道路の損傷・異変等の確認とし、必要が生じた場合、占用者是对応する関係者（道路管理者・行政・警察）へ連絡をする。
- ・ 日常使い時は、近隣企業や地元市民の通勤通学による朝夕の路上目視がゴミ捨て抑止となり重要な役割を果たす。
- ・ 現在も行われている CSR 活動（沿道企業による定期的な路上清掃）をより効果的なものへと発展させることを検討する。
- ・ 除草の手間がかからない植栽品種を選択、枯葉回収の手間がかからない植栽品種を選択し、必要な場合（既存植栽）は、出店前後と CSR 活動の一環で実施することを基本とする。（出店者による出店前後の周辺清掃は、売上に直結するため運営者自ら実施する意欲が高いことを確認済み）
- ・ イベント時においても、ゴミ箱を設置せず、購入店の食べ終わった容器回収を徹底することにより、外部からのゴミ持込（イベントと関連のないゴミ）を防止することが可能

であることを社会実験で実証。結果、運営者側の負担は減り、出店者と購入者のコミュニケーションも増えて良い効果を生んだ。

- ・ゴミ箱を設置せず、市民の目視効果・CSR 活動に期待すれば、清掃備品の収納機能は道路整備に不要。上記以上の管理が必要な場合は、道路管理者側が道具の設置と保管管理ができる体制を整えることが必要と考える。
- ・緊急対応や大規模な整備が必要な場合は、道路管理者と占有者が都度協議をし、管理方法を決定する。以下に協議対象となる役割分担について整理した。

	日常点検・清掃	大規模な点検・清掃
道路管理者		専門的スキルや機械をつかわなければできない作業を実施
占有者	月一回、CSR と連携しながら点検・清掃活動を、エリアマネジメントと連携した企画にして実施 道路の異変に気付いた場合は、道路管理者に連絡	施行日程の調整等、出店者や地元市民・協力企業への告知を実施 協力可能な活動内容について、道路管理者と協議する。
出店者	出店前後の点検・清掃を実施 道路の異変に気付いた場合は、道路管理者か占有者に連絡	
地元市民・協力企業	通勤通学時、目視での点検・清掃を実施 CSR 活動の一環としての点検・清掃 道路の異変に気付いた場合は、道路管理者か占有者に連絡	

図 7-3-3 清掃点検の役割分担案

【不法占有物・フリーライダーの取り締まり】

- ・占有者に取り締まりは困難であるが、目視による確認・道路管理者への報告協力は可能と考える。

【周辺地域との調整】

- ・周辺地域との企画や課題については、占有者のエリアマネジメントの一環としての業務としての部分と、それ以外の部分について、占有者が必要と判断すれば道路管理者・行政・警察とともに 3 者協議をもって調整の機会を持ち、双方に良い結果となる解決策が必要。

## 【その他】

- ・環境デザインのルールやエアリアマネジメントの連携システム等については、運営者を交えた対話協議を前提とし、民間＝市民活動が十分に行える環境を整備し、ハードおよびソフトの面でも行政が支援する一貫性のある運営を図る。
- ・道路整備後、占有者の要望によって工作物への機能付加や改修が必要となった場合、既存機能を維持しつつ、または機能を向上させつつ、付け加えたい機能が継続的に使用できるものか、原状回復させるべきものかを占有者と道路管理者・行政が協議するものとする。

## ⑥ 占用料の単価

### 【単価】

- ・特例区域（誘導区域）上の占用面積は、実質使用面積から適正面積を抽出し、占用料を支払う。
- ・季節により使用可能時間を変更することを踏まえ減額もしくは稼働日に合わせた占用料算出方法も検討する。
- ・福井駅前には日常使いを基準として運営するため、イベント使いの使用面積で差となる占用面積分を常に負担するのではなく、別途イベント使いの日数に合わせた追加占用料算出方法を検討する。  
(例) 基本料を設定し、実際に出店で来た日数などを計上して、一定数以上の場合は加算などの配慮も検討。
- ・基本占用料を最小負担に設定し、占用期の実質経費と売上による受益者負担率を設定する方法を検討する。
- ・占用初動期は年間収支等の実績検証時期として、基本占用料を無料とし、実質経費と売上による受益者負担率を設定することも検討する。
- ・営利、非営利、目的別の占用料を設定するか運営者と道路管理者とで協議する。  
非営利かどうかの判断基準、決定者の権限等が困難なため、実績が必要である。

## 【その他】

- ・ほこみち指定道路3つの通りについて、県市、警察協議等の相談窓口をできるだけ一元化できるシステム構築が必要である。

## ⑦ 認定有効期間

- ・大都市と地方都市の民間投資やマーケットの違いがあり、最長20年は民間側の見通しが立たないことから、有効な期間ではなく、初動期占用期間は3～5年とし、経過実績から次回募集および更新時は期間変更も検討する。

⑧ その他（市場性・立地条件・募集・占用等について）

- ・周辺環境の変化やコロナ禍等の予期できない社会情勢なども考慮し、持続可能な民間投資を行える環境整備を基準に、検討要項を運営者および道路管理者が協議決定をする原則を確立する。
- ・ほこみち指定道路が3つの通りに分かれることから、すべての通りを同じルールで運用するには支障が生じる可能性があるため、基本ルールを作成し、エリア毎の運営者と道路管理者との基本ルールが適用可能か、協議検証が必要である。
- ・福井駅前のエリアマネジメント、中央大通り北側のオフィスエリアのステータス向上、中央大通り南側の南北通り結節点のコミュニティ空間の創出、駅前電車通り北側の再開発と合わせたブランディングを、個々の個性を引き出しながら、歩行者利便増進の一貫性のあるコンセプトを共有する。

【市場性】

- ・オフィスエリアの通勤通学時の必然的な道路利用の他、社会実験に寄りランチニーズが顕在化され、それに伴い新たな要望や理想空間のビジョンが運営者および利用者に出てきている。
- ・新幹線開通という機会到来の時期と重なるが、観光客が主体ではなく、市民活動の活性化を主体とする日常使いを平準化する、駅前の朝カフェやランチ行列があらたな名所・名物となる方向性を探ることが運営者利用者ともに持続可能な安定性のある運営となり有効と考える。
- ・交通の利便性からも、福井駅が公共交通の結節終結点であり、官公庁や企業訪問の中心でもあるため、仕事だけでなく生活手続きの拠点としても市民が必然的に訪れる場所として最もわかりやすい立地である。
- ・市民活動で課題となっているのが駐車場利用料金であり、福井市でも駐車料金がかからない郊外店が人気を集めている。駐車場料金を地域通貨ポイント利用などのシステムで利用しやすくする方法と、駐車場料金を支払ってでも訪れたい魅力ある店舗や空間づくりを並行して実施していく必要がある。

## 2) 道路占用指針案

以上までの検討成果を踏まえ、福井版ほこみち事業「ふくみち」における事業者選定およびほこみち道路の占用指針案を以下のとおり整理する。

なお、ふくみち対象路線は通り毎に性格が異なるため、以下の占用指針案については、中央大通り北側の利活用案をモデルとして整理している。また、占用者は必ずしも公募によらない場合も十分に考えられるため、以下はあくまでも試案として整理している。

福井県道幹第1号線（通称：中央大通り北側・南側）・福井市道第〇号線（通称：駅前電車通り北側）における歩行者利便増進道路制度（公募）占用指針（案）

### 1 歩行者利便増進道路制度における公募占用の趣旨、目的

福井県・市では、令和〇年〇月〇日に歩行者利便増進道路（通称：ほこみち。以下「ほこみち」という。）に指定した福井県道幹第1号線（通称：中央大通り北側・南側）・福井市道中央1-330号線（通称：駅前電車通り北側）以下「福井県市ほこみち指定道路」という。）において、官民協働の創意工夫をすべく、また福井駅周辺を福井県の玄関としてふさわしい一貫性のあるデザインとエリアマネジメントを実現するため、公募により占用者を1事業者選定します。

福井県市ほこみち指定道路は、福井城址と JR 福井駅、福井駅前再開発、地元商店街を扇形につなぎ、東西のシンボルロード、路面電車の通り、南北の歴史の道が交差する道です。『仕合わせをつくりたい人々が集まるまち・みちからまちを変える』をコンセプトに、日常生活を楽しむためのコミュニティが生まれる空間づくり、通行するための歩道から人が滞留し、多様な活動と余暇を過ごせるための魅力あるみちとなるよう、令和3年秋には中央大通り北側での社会実験、令和4年から道路の再整備、同時にほこみち事業を担うプレイヤーの発掘と育成支援を実施しています。社会実験、試行事業を通して、福井県市ほこみち指定道路における道路利活用のあり方や、空間デザイン、日常使いを主体とした事業展開、プレイヤーとなる方々のチームの作り方等を検討してきました。

令和2年、「地域を豊かにする歩行者中心の道路空間の構築」を目的として創設されたほこみち制度を活用することにより、これまでなかった日常使いを道路で創出し、市民ニーズの顕在化、福井駅前で働くこと、福井駅前に訪れることがステータスとなるような駅周辺のブランディング・活性化に繋がる官民連携を創出し、「みち」から「まち」を変えたいと考えています。

そして、福井県市ほこみち指定道路が、選定される占用者・市民とともに、シビックプライドを持ち、クリエイティブな仕事・遊びができる道、まちとなることを目指します。

### 2 公募占用指針の内容

#### (1) 公募対象歩行者利便増進施設等の種類

本県・市において占用物として設置できる公募対象歩行者利便増進施設等の種類について、道路法施行令（昭和27年政令第479号。）第16条の2に掲げるもののうち以下の物件とします。



- ① 広告塔又は看板で良好な景観の形成又は風致の維持に寄与するもの  
 具体例) デジタルサイネージ (自立移動式)、置き看板、立て看板  
 ※設置する場合は、歩行者利便増進計画書提出前に行政管轄課との事前協議が必要となります。表示する内容により設置できないものがあります。
- ② ベンチ、街灯、その他これらに類する工作物で歩行者の利便の増進に資するもの。具体例) 可動式ベンチ (背もたれがあるものも含む)、可動式植栽、着脱可能な日除け等
- ③ 標識で歩行者の利便の増進に資するもの  
 具体例) 案内標識は周辺の景観、駅周辺エリアデザインと調整
- ④ 食事施設、購買施設その他これらに類する施設で歩行者の利便の増進に資するもの  
 具体例) オープンカフェ等 (テーブル・椅子のみも含む)、キッチンカー、売店  
 ※オープンカフェ等 (テーブル・椅子のみも含む)、売店  
 ※キッチンカーを設置する場合は、設置前に警察署との協議が必要です。  
 ※キッチンカーが設置可能な場所は別紙に示す通りです。(別紙1-1参照)  
 ※コンテナハウス等は設置等の場合は道路管理者・行政・建築確認申請許可等手続きが必要となります。
- ⑤ 次に掲げるもので、集会、展示場その他これらに類する催しのために設けられ、かつ、歩行者の利便の増進に資するもの  
 ア) 広告塔その他これに類する工作物  
 イ) 露店、商品置場その他これらに類する施設  
 ※一時的な期間で開催されるイベント等に伴い設置するものとします。

## (2) 公募対象歩行者利便増進施設等の構造における注意事項

公募対象歩行者利便増進施設等の構造は、以下のように取り扱うものとします。

- ① 公募対象歩行者利便増進施設等の規模は必要最小限とし、意匠、構造、色彩は、信号機や道路標識などを妨げず、車両の運転に危険、妨害を生じさせないこと。  
 広告塔等は音声を用いないこと。
- ② 歩行者利便増進施設等の設置により道路上に死角を生じさせないこと。
- ③ 道路の維持、更新等の作業の際、交通に影響しないこと。
- ④ 広告塔、看板、標識、アーチなどは、歩行者が著しく路上に滞留する、車両の運転や速度に影響を及ぼす等、交通に支障を生じさせないこと。
- ⑤ 広告塔、イベント用広告塔等については、表示部分が車両の運転者の視界や運転の妨げとならない位置に設置すること。
- ⑥ 食事施設やイベント施設等は、倒壊、落下、剥離、破損、火災、荷重、漏水等により、道路の構造や交通に影響しないこと。
- ⑦ 危険なもの、悪臭、騒音等を発するものは認められない。

### (3) 道路の占用の場所

① 対象道路所在地：

中央大通り北側 福井県福井市〇町〇番〇から同市〇町〇番まで

中央大通り南側 福井県福井市〇町〇番〇から同市〇町〇番まで

駅前電車通り北側 福井県福井市〇町〇番〇から同市〇町〇番まで

② 対象道路の種類：

福井県道第〇号線（通称：中央大通り 北側）

福井県道第〇号線（通称：中央大通り 南側）

福井県道第〇号線（通称：駅前電車通り 北側）

③ 利便増進誘導区域面積：

福井県道第〇号線（通称：中央大通り 北側）約〇㎡（詳細は別紙 1 - 1）

福井県道第〇号線（通称：中央大通り 南側）約〇㎡（詳細は別紙 1 - 1）

福井県道第〇号線（通称：駅前電車通り 北側）約〇㎡（詳細は別紙 1 - 1）

※上記面積は、道路管理者管轄道路付属物（街路樹、ベンチ、植栽等）を除いた面積です。

※対象利便増進誘導区域面積は、あくまで占用できる場所の最大値面積であり、必ず全てを占有しなければならぬものではありません。

④ 主な道路付属物の状況：別紙 1 - 1

⑤ 主な占用物件の状況：なし

### (4) 占用の開始の予定時期 令和 6 年〇月〇日以降

※準備期間を考慮し上記時期としています。令和 6 年〇月〇日までの期間で占用を開始して下さい。

### (5) 占用の条件

道路管理者が公募対象歩行者利便増進施設等の設置に伴い占用者に求める措置内容公募対象歩行者利便増進施設等の設置に伴い以下の事項を遵守する必要がある、占用料の減免の条件となります。

① 道路管理者が行う道路の点検及び道路工事等を実施する際は協力すること。

② 利便増進誘導区域内及び周辺について、日常的な道路の点検を行い、必要に応じて道路管理者に報告すること。

※日常的な点検とは、舗装の陥没、ひび割れ等の道路に関する異常について、目視にて確認を行うことを指します。

③ 利便増進誘導区域内について、出店前後および定期的に日常的な道路の清掃を行うとともに、区域外についても清掃を行うこと。

※ここでのいう道路の清掃は、機械を使用しない作業を指します。

※「区域外」とは、具体的に占用する場所を含む交差点から交差点までを指します。(別紙2参照)

※「定期的に」とは、具体的に最低月一回以上を指します。

④ 利便増進誘導区域内及び区域外の植栽について、定期的に除草等の管理を行うこと。

※ここでいう除草等は、機械を使用しない作業を指します。

※植栽の管理については、除草の他にゴミの撤去も含まれます。

※「区域外」とは、具体的に占用する場所を含む交差点から交差点までを指します。(別紙2参照)

※「定期的に」とは、具体的に最低月一回以上を指します。

⑤ 福井県市ほこみち指定道路における不法占用物について、道路管理者と協働で取締等を行うこと。

⑥ 福井県市ほこみち指定道路における既存イベントへの対応について、警察署及び周辺地域と協議を主体的に行い、連携、協力を行うこと。

#### (6) 占用料の単価

(1)に掲げる①～⑤の占用物として設置できる公募対象歩行者利便増進施設等にかかる占用料は、(5)の遵守を前提条件として、福井県および市道路占用料徴収条例に基づく単価に9割減免を適用した金額です。

① 広告塔：1年あたり ○円/㎡ ※表示面積が10㎡以上のもの

看板：1年あたり ○円/㎡ ※表示面積が10㎡以上のもの

② ベンチ、街灯等：1年あたり ○円/㎡

③ 標識：1年あたり ○円/本

④ 食事・購買施設：1年あたり ○円/㎡

⑤ イベントに伴い設けられるもの：1月あたり ○円/㎡

占用料の額は、公募対象歩行者利便増進施設等の設置計画に基づく、公募対象歩行者利便増進施設等の種類、場所、数量、期間によって計算します。なお、臨時的なイベントや設置物の増加を年度中に行う場合は、認定歩行者利便増進計画の変更の手続きを行い、増加分について占用料の計算を行います。

#### (7) 認定の有効期間 許可日から令和○年○月○日まで

※(4)のとおり有効期間の開始日は変動しますが、終了期限は令和○年○月○日までとします。

#### (8) 公募の実施に関する事項及びその他必要な事項

① 公募選定の日程本公募選定にかかる主な日程は以下のとおりです。

令和○年○月○日 (○)

・公募占用指針公示及び交付開始

- ・歩行者利便増進計画書の受付開始
- ・公募占用指針に関する質問受付開始
- ・公募占用指針説明会開催の申込開始

令和〇年〇月〇日（〇）

- ・公募占用指針説明会の開催

令和〇年〇月〇日（〇）午後〇時

- ・公募占用指針に関する質問書の締め切り

令和〇年〇月〇日（〇）

- ・公募占用指針に関する質問書に対する回答

令和〇年〇月〇日（〇）午後〇時

- ・歩行者利便増進計画書の提出締め切り

令和〇年〇月〇日（〇）

- ・資格の確認、警察協議開始

令和〇年〇月中旬

- ・歩行者利便増進計画の評価
- ・占用予定者の選定

令和〇年〇月〇日（〇）

- ・占用予定者への通知

## ② 占用予定者の決定方法

ア) 提出された計画書について、5 歩行者利便増進計画の評価対象資格の有無に係る審査にかかげる評価対象資格の審査を行います。

イ) ア)により基準に適合していると認められるときは、選定委員会において、評価の実施に掲げる評価基準に基づき歩行者利便増進計画の評価を行います。

※選定委員会：客観的かつ実質運営面での支障とならないよう、バランスのとれたチーム編成を行うことが重要。

ウ) 評価の結果、道路の機能を損なうことなく当該道路の歩行者の利便の増進を図る上で最も適切であると認められる歩行者利便増進計画を提出したものを占用予定者として選定し通知します。

## **3 歩行者利便増進計画等の作成等**

### **(1) 歩行者利便増進計画等の作成**

歩行者利便増進計画等の以下の作成様式①～⑩により作成し提出してください。

- ① 歩行者利便増進計画
- ② 事業の目標・実施方針・実施体制
- ③ 事業のイメージ・デザインコンセプト

- ④ 事業の実施計画
- ⑤ 法人及び団体の概要、役員及び構成員名簿
- ⑥ 歩行者利便増進施設等の設置計画
- ⑦ 歩行者利便増進施設等の管理運営計画、災害等非常時における連絡体制
- ⑧ まちづくり、賑わい創出等の取組の実績、道路の清掃等、維持管理に関する取組実績
- ⑨ 収支計画
- ⑩ 歩行者利便増進計画の評価対象資格の有無に係る誓約書【様式8】、暴力団排除に関する誓約書

なお提出書類作成における留意事項については、別紙「福井県市ほこみち指定道路における歩行者利便増進道路制度公募占用指針に係る歩行者利便増進計画作成要領」を確認してください。提出された歩行者利便増進計画等に形式上の不備や要件の不足等がある場合には、内容の追加、修正を求めることがあります。

また、本公募占用指針において示した事項以外の内容を含む歩行者利便増進計画等については、無効とすることがあります。

## (2) 歩行者利便増進計画の提出期限、場所及び方法

- ① 提出期限 令和○年○月○日（○）午後○時まで【必着】  
※期限までに以下の提出場所に到達しなかった場合には、いかなる理由をもっても受理しません。
- ② 提出先 〒○○○-○○○○ 福井県福井市○番地 担当課  
電話：○○○-○○○○
- ③ 提出方法 上記②へ持参又は送付（書留郵便又は信書便に限る。）してください。
- ④ 提出部数 別紙「福井県市ほこみち指定道路における歩行者利便増進道路制度公募占用指針に係る歩行者利便増進計画作成要領」にもとづき提出してください。

## 4 公募占用指針説明会及び公募占用指針に関する質問

### (1) 公募占用指針説明会の開催について

- ① 開催日時 令和○年○月○日（○）午後○時から
- ② 開催場所 ○
- ③ 参加申込方法 【様式10】に必要事項を記載のうえ持参又は電子メールで送付してください。
- ④ 参加申込提出先 〒○○○-○○○○ 福井県福井市○番地 担当課  
電話：○○○-○○○○  
E-mail：○○○-○○○○
- ⑤ 参加申込期間 公告の日から令和○年○月○日（○）午後○時まで

## (2)公募占用指針に関する質問について

- ① 質問受付期間 公告の日から令和○年○月○日 (○) 午後○時まで
- ② 提出方法 【様式11】に必要事項、質問を記載のうえ持参又は電子メールで送付してください。
- ③ 質問提出先 〒○○○-○○○○ 福井県福井市○番地 担当課  
電話 ○○○-○○○○  
E-mail : ○○○-○○○○
- ④ 質問回答日 令和○年○月○日 (○) 午後○時から令和○年○月○日 (○) 午後○時まで (公開アドレス : <http://...>)

質問者に対して個別に回答することはありません。

提出いただいた質問に対しては、ホームページで一括して回答を公表します。

公表の際、質問内容を要約または一部の表現を改めさせていただくこともあります。あらかじめご了承ください。また公募の公平性を確保するため、提出された歩行者利便増進計画についての個別の質問等について回答はしかねますので、ご了承ください。

## 5 歩行者利便増進計画の評価対象資格の有無に係る審査

歩行者利便増進計画の警察協議及び評価を受けるためには、以下の項目について全て満たす必要があります。

- (1)歩行者利便増進計画が、公募占用指針及びその留意事項に照らし適切なものであること。
- (2)公募対象施設等のための道路の占用が、道路法（昭和 27 年法律第 180 号。以下「法」という。）第 33 条第 1 項の政令で定める基準に適合するものであること。
- (3)公募対象施設等のための道路の占用が、道路の交通に著しい支障を及ぼすおそれが明らかなものでないこと。
- (4)歩行者利便増進計画の提出者（提出者が法人又は団体である場合は役員その他経営に実質的に関与している者を含む。）が次に掲げる事項のいずれにも該当しないこと
  - ① 道路占用許可の手續を履行する能力を有しないと道路管理者が認めるとき。
  - ② 道路の占用についての占用料を納める能力を有しないと道路管理者が認めるとき。
  - ③ 法第 71 条第 1 項の規定に基づく監督処分を受けて是正がなされていないとき。
  - ④ 法第 73 条第 1 項の規定に基づく督促状により督促をしているとき。
  - ⑤ 宗教活動又は政治活動を活動目的としているとき。
  - ⑥ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
  - ⑦ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者の損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

- ⑧ 暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- ⑨ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- ⑩ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- ⑪ その者に道路を占用させることが、公序良俗に反し、社会通念上不相当であると道路管理者が認めるとき。

## **6 評価の実施**

### **(1) 評価の考え方**

本指針にもとづき、歩行者の安全かつ円滑な通行及び利便の増進を図り、快適な生活環境の確保及び地域の活力の創造に資するための道路であることが十分に理解され、公募対象歩行者利便増進施設等の占用にかかる事業の実施を通じて歩行者の利便の増進を最も図ることとする提案を適切に評価されるよう留意し、項目ごとに点数配分するなど可能な限り定量的に評価を行います。

### **(2) 評価項目及び評価内容**

- ① 事業の実施方針
  - ・事業運営の目標
  - ・事業のイメージ、デザインコンセプト
- ② 事業の実施体制
  - ・申請者の拠点（本店、住所等）所在地、営業所等の所在地
  - ・事業を行う上での組織体制、構成員の役割分担
- ③ 公募対象歩行者利便増進施設等の設置計画
  - ・施設設置の範囲、配置 ・設置施設の実現性
  - ・目標、イメージ、デザインコンセプト等と設置計画の方向性
  - ・設置計画における平日
  - ・休日を問わない効果の継続性
- ④ 公募対象歩行者利便増進施設等の管理運営計画
  - ・歩行者の利便の増進に資する管理運営計画
  - ・災害、悪天候等に対する対応方法
  - ・施設設置に伴い講じる清掃その他の措置の内容
  - ・まちづくり、にぎわい創出等の取組の実績
  - ・道路の清掃等、維持管理に関する取組の実績
- ⑤ 事業の実施計画・収支計画

### **(3) 占用予定者の選定**

①提出された歩行者利便増進計画に関する評価点選定委員会において、占用指針、歩行者利便増進計画作成要領に基づく申請書類により、各委員が採点し、各委員の合計点をもってこれを選定委員会としての評価点として決定し、評価点の最も高い応募者を占用予定者とします。

ただし、合計点が満点の60%以上であることを最低基準とします。

②応募者が1者又は無い場合の取扱い 応募者が1者のみの場合であっても、評価は実施し、評価の結果において最低基準を満たす場合、当該応募者を占用予定者とし、最低基準を満たない場合は失格とします。当該1者が最低基準を満たない場合又は応募者が無い場合は占用予定者の該当はなしです。

③占用予定者となりうる評価点と同じであった場合の取扱い 評価の結果、評価点と同じであった場合については、選定委員会による決選投票を行うこととします。

#### **(4) 警察協議について**

道路の占用にあたって道路交通法（昭和35年法律第105号）第77条第1項の規定による道路使用許可が必要となる場合は、道路管理者において提出された歩行者利便増進計画を元に警察署と協議を行います。

#### **(5) 占用予定者選定の通知、公表**

占用予定者を選定したときは、占用予定者に対し、道路の占用の場所、歩行者利便増進計画の認定予定日を通知します。また、ホームページに公募の実施結果（公募占用指針件名、道路の占用の場所、評価結果、占用予定者（個人の場合は「個人」とします。))を公表します。

#### **(6) 占用予定者選定の取消し**

占用予定者が選定後の手続を辞退した場合は、占用予定者選定を取り消し、次点の応募者と均衡を行うこととします。

### **7 歩行者利便増進計画の認定**

#### **(1) 認定の公示及び通知**

占用予定者が提出した歩行者利便増進計画を認定した場合、歩行者利便増進計画の認定日、認定の有効期間、道路の占用の場所及び認定を受けた歩行者利便増進計画（以下「認定歩行者利便増進計画」という。）の提出者（個人の場合は「個人」とします。）等について、市役所道路管理部道路管理課に備え付けるとともに、市ホームページに掲載します。また、占用予定者に対しては、歩行者利便増進計画の認定日、認定の有効期間、占用許可申請の手続に関する留意事項等を通知します。

なお、警察署との協議の結果等を踏まえ、歩行者利便増進計画を認定するにあたってその内容の修正を求めることがあります。



## **(2) 認定歩行者利便増進計画の変更**

公募対象歩行者利便増進施設等の機能の充実等により、歩行者利便増進道路の歩行者の利便の一層の増進に寄与することが見込まれると認められる場合のほか、災害等による道路状況の変化により公募対象歩行者利便増進施設等の構造を変更する場合、景況による需要の変化により占用の期間を短縮する場合等、真にやむを得ない事情により、認定歩行者利便増進計画を変更する必要がある場合には、変更の認定を受ける必要があります。

また、周辺の交通実態等について当初予想されなかった変化があり、警察署から認定歩行者利便増進計画の変更を求められた場合に、当該計画の変更を求めることがあります。

## **(3) 認定の取消**

認定歩行者利便増進計画提出者が詐偽その他不正な手段により認定を受けたと認められる場合には、当該認定を取り消します。

また、道路の管理上の事由その他公益上やむを得ない必要が生じた場合は、認定を取り消すことがあります。

## **8 道路の占用の許可**

### **(1) 占用許可申請手続**

認定計画提出者は、当該計画に基づき、次の関係書類を添えて、下記の窓口へ占用許可申請を行ってください。

①申請窓口 〒○○○-○○○○ 福井県福井市○番地 担当課

電話：○○○-○○○○

E-mail：○○○-○○○○

### **②申請書類**

ア) 道路占用許可申請書

イ) 認定された歩行者利便増進計画

ウ) 歩行者利便増進計画認定通知（写し）

エ) 委任状（代理申請の場合のみ）

オ) その他道路管理者が必要であると認める書類

### **③申請期限**

ア) 占用許可申請は、歩行者利便増進計画の認定日から15日以内に行ってください。

イ) 特段の理由無く、占用許可の申請手続を行わない場合は、歩行者利便増進計画の認定を取り消すことがあります。

### **(2) 占用許可の条件**

対象物件や占用の場所に応じ、以下の一般条件のほか、歩行者利便増進施設等ごとに令及び関連通達に基づく条件等を付与します。

- ① 歩行者の通行の安全を図ること。
- ② 占用する際には、既存の道路付属物の使用を妨げないようにすること。
- ③ 消防活動用空地における占用物件は、緊急時に容易に移動が可能なものであること。
- ④ 乗り入れ部を占用する場合は、沿道地権者と協議を行い、同意を得ること。
- ⑤ 占用物件の落下、剥離、老朽、汚損等がないように、定期的に点検等を実施するとともに、落下等が生じた場合には速やかに改修等の措置を行うこと。
- ⑥ 道路の占用により第三者に損害を与え、又は紛争を生じた場合には、占用者の責任において損害を賠償し、又紛争を解決すること。
- ⑦ 占用に起因する事故及び苦情は、占用者で責任をもって対処すること。
- ⑧ 道路管理上支障が生じた場合及び道路管理上の都合により移設、撤去が生じた場合は、占用者の費用負担により、速やかに支障のない措置を講じること。
- ⑨ 規定の占用料は、期日までに納入すること。
- ⑩ 強風、大雨、大雪等の悪天候が予想されるときは、速やかに必要な措置を講ずること。
- ⑪ 占用物件に起因し道路等を損傷した場合は、道路管理者と早急に対応について協議し復旧すること。
- ⑫ 占用の終了後は原状復旧若しくは占用者による追加機能を維持することが環境向上に貢献する場合は道路管理者と協議し決定すること。
- ⑬ 歩道上に工事関係車両を駐車しないこと。必要な場合は事前に道路管理者と協議すること。なお、占用許可の条件に違反した場合は、占用許可を取り消すことがあります。

### (3) 占用許可の期間

認定した歩行者利便増進計画に記載された期間中、占用を認めます。

### (4) 占用料の額及び支払方法

#### ① 占用料の額について

ア) 土地の価格の上昇等を踏まえて福井県市道路占用料徴収条例に定める占用料の額が改定された場合には、改定後の占用料の額を適用して計算します。

イ) 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間に1年未満の端数があるときは、当該1年未満の期間は月割をもって計算し、この場合において1月未満の端数があるときは、当該1月未満の期間は1月として計算します。

ウ) 占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは、当該1月未満の期間は1月として計算します。

エ) 占用物件の数量が1㎡若しくは1m未満であるとき、又は1㎡若しくは1m未満の端数があるときは、当該1㎡又は1m未満の占用物件の数量は1㎡又は1mとして計算します。

オ) 占用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てて計算します。

#### ② 占用料の支払いについて

ア) 占用料の支払いは、占用を許可したときに当該年度分を支払い、次年度以降においては、当該年度の占用料を毎会計年度5月31日までに支払うものとします。

なお、支払い方法は、道路管理者が発行する納入通知書により納めるものとします。

イ) 年度途中に差額の占用料が発生した場合は、占用許可後10日以内に支払うものとします。

ウ) 指定された期日までに占用料が納付されない場合には、法第73条に基づき延滞金を徴収する場合があります。

エ) 自己の都合に伴い年度途中で認定歩行者利便増進計画の変更、取消を行ったことにより占用料の減額が生じても、既納の占用料は還付できません。ただし、災害等の真にやむを得ない事情により認定歩行者利便増進計画を変更する必要がある場合は、この限りではありません。

### ③ その他

ア) 上記以外の占用料の額及び支払方法にかかる事項については、福井県市道路占用料徴収条例によるものとします。

イ) 上記以外の占用料の額及び支払方法にかかる事項で、福井県市道路占用料徴収条例にもよらない事項については、道路管理者と占用予定者で協議するものとします。

## 9 占用許可後の留意事項

### (1) 占用期間終了後の更新の有無及び更新期間について

① 占用期間終了後の更新の有無及び更新期間については、取組みの実績、福井県市ほこみち指定道路の現状等を考慮し、運営者等の意見を踏まえたうえで、占用期間の最終年度中に判断します。

② 公募占用の更新時、取組内容を継続させることが適切であると判断された際には、占用者の占用時期における取組内容や実績を評価対象とし、継続契約を検討し、公募しない場合もあります。

### (2) 活動実施報告書の提出について

道路占用許可を受けた認定計画提出者は、原則として年1回、当該年度の3月に、活動実施報告書(任意様式)を道路管理者に提出することとします。

### (3) 収支報告書の提出について

道路占用許可を受けた認定計画提出者は、原則として年1回、当該年度の3月に、収支報告書(任意様式)を道路管理者に提出することとします。

## 10 その他の留意事項

(1) 書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとします。


- (2) 歩行者利便増進計画の作成、提出等に要する費用は、提出者の負担とします。
- (3) 提出された歩行者利便増進計画の内容変更、差し替え及び再提出は認めません。ただし、道路管理者から補正指示等を行う場合はこの限りではありません。
- (4) 提出された歩行者利便増進計画について、提出者に無断で二次的な使用をすることはありません。ただし、歩行者利便増進計画の評価に係る審査のため、提出された書類及び個人情報について、警察に提供することがあります。
- (5) 認定しなかった歩行者利便増進計画は、原則として返却いたしません。

## 8章. 今後の進め方

福井駅周辺におけるほこみち事業「ふくみち」の事業化に向けた今後のスケジュールおよび各段階での検討事項は以下のとおりである。

### 8-1. ロードマップ

今年度実施した各種調査および社会実験の結果を踏まえ、新幹線開業年度の令和 6 年春にほこみち事業の運用開始を目標とした、今後のプロセスは以下のとおりである。

令和3年度			令和4・5年度	令和6年春
ニーズ調査	機運醸成、実証実験	事業手法の検討		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ワークショップ</li> <li>・アンケート 来街者 通勤者 店舗等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会実験（10月） 中央大通り 県庁線 オープンカフェ、 キッチンカー等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路活用の担い手の発掘</li> <li>・ほこみち公募条件の整理</li> <li>・活動を支援する仕組みづくりの検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ほこみち事業者公募 占用許可</li> <li>・道路工事施工</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ほこみち運用開始</li> <li>・道路供用開始</li> <li>・再開発ビルオープン</li> </ul>
				
<b>駅前電車通り北地区(A街区)再開発事業 工事中</b> <b>新幹線開通事業工事中</b>				<b>新幹線開業</b> <b>A街区再開発竣工</b>

### 8-2. 今後の検討課題

前章までに記載のとおり、ほこみち検討対象道路における10月の社会実験は一定の成果を上げたが、北陸新幹線福井駅開業となる令和6年度に事業をスタートさせることを目標に置き、今後の検討課題は以下のとおりである。

#### ① さらなる担い手の発掘と事業への参画機会の拡大

10月の社会実験では一過性のイベントに終わることなく様々な日常使いのニーズや事業可能性が明らかになると共に、事業に関わる担い手も数多く発掘できた。

ふくみち事業により多くの市民、事業者の参画ができるよう、さらなる担い手の発掘と参画機会の増大を図る。

#### ② 試行事業等の活動の継続による機運の維持と醸成

10月の社会実験ではふくみち事業のニーズの高さと利用者、出店事業者のニーズの高さが確認できた。

この流れを止めることなく、2年後の本格スタートに向けて試行事業を継続させ、利用者、事業者の参画機運を維持し、さらなる機運の醸成を図る。

### ③ 民間事業者の参入のしやすい環境づくり

ふくみち事業は、行政により歩行者が回遊、滞留しやすい道路整備を行って終わりではなく、民間事業者による効果的な道路空間の活用により日常使いや賑わいを生み出すことにつながる。

占用指針や占用料の設定、運用システムの構築においては、担い手となる民間事業者が参入しやすい環境づくりに努める。

### ④ 占用者選定までの継続的な官民対話

上記で述べたように、担い手のさらなる発掘と拡大、試行事業の継続による機運の継続、事業者参入を容易にする環境づくりなど、ふくみち事業の本格稼働に向けて、有益な官民対話を継続する。

### ⑤ 福井県、福井市をはじめとした関係者間の調整

ふくみち事業対象路線は、中央大通りは県道、駅前電車通りと県庁線は市道となり、利活用や運用においても相互の連携が求められる。また関係者も道路管理者である福井県、福井市の他に、福井県警などの行政機関、そこに将来は占用主体となる民間事業者等、数多くの主体が関わる事業となる。

事業のスタートに向けて関係者相互の調整を密に進めると共に、民間事業者にとって調整先が拡散しないよう、努めてワンストップの窓口を設けるよう調整を進める。

### ⑥ 路線ごとの適用制度の検討

先に述べたように、ふくみち事業の検討対象の各路線（中央大通り、駅前電車通り、県庁線）は、路線や沿道の性格が異なることから、占用者の選定や占用指針についても一本化することは考えにくい。またソライロテラスでは都市再生特別措置法に基づく都市利便増進協定による運用がされており、県庁線など路線によってはほこみち制度によらない手法による運用も考えられる。

各路線の利活用の内容、地域の担い手確保や外部からの参入のしやすさをどう確保するかなどの点を総合的に勘案し、路線ごとにどの制度を適用するのか、継続的に検討していくものとする。